

の他合計すると三百ヘクタール以上の山がすでにこの数年のうちに削られ、あるいは削られようとしておる、こういう状況があるわけです。昨年度大阪府が調べた資料によると——これは建設省に報告した資料で、確認のできるものですが、千七百九十六ヘクタールの山林がさっきいったような大会社や民間企業に買い占められておる。ところが、農林団体が自主的に調べたのを見ると、実態とは

三千ヘクタール、約九百万坪が買い占められてお

る。三千ヘクタールということになりますと大阪府の森林面積六万六千ヘクタールの五%近い数字で、箕面の国定公園の三つ分にも相当するわけです。

年から昭和四十年の十年間に敷地面積三千平方メートル以上の工場の七五％以上が首都圏と中京圏と近畿圏に集中している。また昭和四十年から四十五年の五年間に人口の四割以上急増都市が、東京の五十キロ圏、名古屋の三十キロ圏、大阪の

四十キロ圏に集中しておる。こういうこともう明確になっておるわけです。そこで東京ではその結果、これは昭和四十七年度の公害白書に出ていますが、昭和七年当時八割あった東京都の緑が昭和四十四年には三割になってしまったということ

が出ております。また「東京都広報」の自然環境特集号、これは一九七二年の発行のもですが、これによると、昭和三十七年から昭和四十四年のわずかに七年間に三十七年の緑の半分に減る速度というものが急速になっておる、こういうことが出

ておるわけです。

そこで、この法案を提出した建設大臣にお聞きしたいわけですが、このように大都市周辺の緑や自然が急速度に破壊され、危機的になっておる。最低限度の自然すらいまだ失われておるといふこ

の事態の最大の原因は自民党政府の高度成長政策にあるということ、そして建設省は実はその高度成長政策の先頭に立ってきた、これは否定できないことじゃないかと思うのですが、これについてのあなたの御見解を聞いておきたいと思ひます。

○金丸國務大臣 今日この乱開発が起きておることは高度成長の結果だ、自民党の政策のひずみがかこにきておるのだという御指摘でございませうが、昨年の暮れあたりの金融の緩慢、ゆるみというものの影響もあったと思ひます。そこでこの時点においては、これは田中内閣であらうとなかろうと、人間本位の福祉国家を建設するということが当然の政治課題であらうと思ひます。そういう意味において、戦後、着るものもない、住む家もない、食べるものもないというときには、何でもつくればよろしいということだったわけですが、いまが、この時点になれば、ただつくればよいということではなくて、あくまでも人間本位ということを考えなければならぬところに問題点がある。私はそういう意味で、今日までできたこのひずみに対しては謙虚に反省をして、直すべきものは直し、そうして新たな国土建設をやるべきだ、こう考えております。

○村上(弘)委員 ひずみがある、謙虚に反省しなければいかぬと言われたわけですが、自民党が進めてきた高度経済成長政策の結果であり、建設省もその先頭に立ってきたという点、これは否定できぬことじゃないかという点についてはどうなんですか。もう一べんはつきりお答え願ひます。

○金丸國務大臣 建設省もそのひずみを拡大する先頭に立ってきたじゃないか、先達じゃないかというふうな御指摘でございませうが、あるいは考え方を大きくしてみますと、産業発展のためにこういう道路をつくらなくちゃならぬということで道路をつくったということであれば、その影響というものは認めざるを得ない、こう思うわけではございませう。しかし、今日このように経済成長をする、日本の所得もふえてきた、世界第二位の経済国になるというこの時点までになるについては、私はいろいろの見方もあると思うけれども、先生の御指摘のそればかりが大半の罪であるというように御判断願ひということにはちょっと思ひ過ぎじゃないか、こう私は思ひます。

○村上(弘)委員 ちょっと驚きましたね。それが

大半の罪でないと言われたら、もう反省はことばだけでであるということになると思うのです。そういう認識のもとで建設省がこの都市緑地保全法案を出されたわけですが、これ自体は悪いことではないと思ひます。いいことだと思ひます。だが、はたして本気かどうかというところを実は聞きたかった。まるでこれはオオカミが羊の番をするようなものじゃないかという気がするわけですが。そういう声もなきにしもあらずです。いまの大臣の答弁ではまさにそのとおりだ。大半がその罪でないというふうな見地であれば、これはちっとも根本は変わってやらぬ、こういうことになるわけですが、もう一べんお聞きしておきたい。なぜ自然や緑は守らなければならないのか。この都市緑地保全法案の主要命題は自然と緑を守るということにあるわけですが、なぜ守らなければならないのか。そして開発との関係はどうなんだ。さきの新聞の社説によると、この破壊、危機的な状況に対して対応するにあたって、生産第一主義の経済政策によって自然環境が破壊されておるのだから、これを改めるには「最近の地域開発にみられるような野放図な都市化や工業を放置するのではなく、自然環境を優先した開発計画」に変えなければならぬ、こういうふうにいっています。あなたが開発優先なのか、自然環境保護を出すにあたってその根本の考えはどうなのか、もう一べん問うておきたいと思ひます。

○金丸國務大臣 私は先ほども申し上げましたように、この時点になれば人間本位の政策でなければならぬ。人間本位を考へずして別なことを考へたらこれは政治にならぬじゃないか。そういう意味で自然環境保護ということはずまず第一にやるべきだ、こう考えております。

○村上(弘)委員 いまのおこぼれをしっかりと確認しておきたいと思ひます。自然保護が第一である。

そこで、これは科学技術庁の専門家検討会がことしの四月四日に出した報告書ですが、これによると、首都圏五十キロ圏内では大気汚染や宅

地造成などで環境破壊は三八%に及んでおる、そしてこれを回復するには日比谷公園の四千倍の緑がないと自然の復元はできない、こういう報告が政府機関の一部から出ているわけですが、そこで環境庁のほうにお聞きしたいのですが、あなたのほうはまず第一に、これ以上大都市周辺の緑や自然はつぶすべきでない、これは当然言えると思ひますが、それを確認するかどうか。

第二は、自然、緑の保全ということがこの法案でいくと主要な命題になっていますが、この現状から言えば保全と同時に回復、これがもっと大事なのではないか。この点、この法案の大部分の主眼に対して力点をもち入れる必要があるのではないか。回復という問題をもっとしっかりと位置づける必要があるのではないか。

第三点として、建設省はこの自然の回復、復元どころか、とにかくこれ以上つぶさない、保全するということだといま超高度経済成長政策のもとでは私はおぼつかないと思ひます。大臣はいま決意を言われたわけですが、いまの田中内閣のもとでの日本列島改造計画でいくと、昭和六十年までに国民総生産を四倍に引き上げる、太平洋ベルト地帯で工業生産を引き続き三倍にする、こういうことになっているのです。したがって東京だ、大阪だ、人口と産業の都市への集中というものはまだまだ進むということをお考えなくてはならぬ。そういう状況のもとではこれは実際に守れるのか、それ以上に回復ができるのか、環境庁の考えを聞いておきたいと思ひます。

○坂本政府委員 御指摘のように、特に都市近郊においては緑の破壊はもう急速に進んでおる、その認識は同感でございませう。

(天野(光)委員長代理退席、委員長着席)

これはいかぬということでありませうから、保全は当然のことでありませうが、やはりもっとも緑をふやして、かつてのものに回復するように努力をいたさなければならぬということは当然であります。そのために私もやはり地域指定などをやって、そしてこれ以上は侵されまいとする

と同時に、またその範囲もふやしたりして、そして回復に向かって前進をしていきたい、こういうことでございませう。どうしてもやりたいという決意は御了承願ひます。

○村上(弘)委員 答弁がずいぶん省略されておりますが、大都市周辺の緑や自然はこれ以上破壊してはならぬ、この基本がすわっておるかどうかという点と、保全すると同時に回復、復元というほうがもっと重要なのではないのか、その関係ですね。ともに必要だというだけでなしに、いまはそれがきわめて重要なんだという認識があるかどうか。その点でこの保全法案は弱点があるのじゃないのかというところを聞いておるわけですが。

○坂本政府委員 もうこれ以上の破壊は当然やめてもらわなければならぬが、御指摘のようにそれ以上大事なものは回復ということではございませう。それにつきましてこの緑地保全法が欠陥があるかというふうな問題でございませうけれども、これはやはり建設省のこれからの法の運用を待ちまして、そしてまた私も協力をお願いして、そしてあなたのおっしゃる通りに、これ以上の破壊をやらないばかりではなしに、かつての緑の回復に向かって努力をしていきたいという決意は重ねて申し上げておきます。

○村上(弘)委員 建設大臣は自然保護を第一としてこれから臨んでいく、環境庁のほうはこれ以上つぶさない、当然だと言ひ、さらに回復にもっと力を入れるべきだということを確認されたということとを前提に置いてさらに進めたいと思ひます。大阪の近郊緑地保全区域内の開発で昭和四十七年度において届け出のあったものが、保全区域四万ヘクタールのうちで百三件の開発の届け出があり、二百九十二ヘクタールに及んでおる。そのおもな中身はゴルフ場とか土石の採取行為になつておつて、それが全体の開発行為の五割以上を占めておるわけですが。こういう状態があるわけですが。

これは首都圏と近畿圏の整備本部にお聞きしたいわけですが、現在、整備法が施行されて以後、

この首都圏、近畿圏において近郊緑地保全区域内の開発行為というのがどれくらい申請されているか、知事に届け出されているか。それから第二に、その開発に対して、それをとどめいくためにその緑地を買い上げるなどの財政上の補助は一体どの程度やられてきたのか。この二つの点について、総件数あるいは開発申請の中で買い上げの総面積は一体どれくらいか、補助総額は一体どれくらいなのか、これをお聞きしたいと思います。

○小林(忠)政府委員 現在首都圏整備委員会が指定をしております首都圏の近郊緑地保全区域の総面積は一万二千ヘクタール余であります。そのうち許可を必要といたします特別保全地区は約一割程度でございます。この緑地保全区域全体のたゞいままでの届け出総件数について統計が手元にございませんで、四十七年度について申し上げますと九百件弱でございます。これに對しまして関係都県知事の助言、勧告件数が約五十件でございます。しかしこれは正式に開発の届け出の法律手続をとったものがこれだけでございまして、実際は、土地所有者なり開発者が事前に関係市町村なり県庁なりに行つてその意向を打診し、指導を受けている件数はおそくこの数倍に及ぶものというふうに考えております。買い入れ総額につきましては、首都圏につきましても、昭和四十七年度におきましては計上されておる国費予算が約一億円でございまして、ただいままでの買い入れ総額は約四億円でございまして、

○石川政府委員 お答えいたします。

近畿圏整備本部の関係で申し上げますと、近畿圏には約八万一千ヘクタールの近郊緑地がございます。そのうち四十三年度から四十七年度までの一定の行為についての届け出は五百五十八件となっております。特に四十七年度以降がふえておるわけでございます。それからこのうちで約六百ヘクタールが近郊緑地特別保全地域になっておりまして、これにつきましては都市計画が決定されておるわけでございますが、そのうち四十一年から四十六年度までに約六万九千平米買い上げてお

ります。このための金額は約二億円ということになっております。

○村上(弘)委員 いまの数字でも明らかによろに、保全区域の中でもほとんど開発申請がされておつて、実際には開発がやられておる。しかもそれに対してそれをとどめる措置というものは全くやられていない。ただ特別保全区域の中だけはいささかやられておりますが、それはまさに総面積に比べればゴマ以下。首都圏の場合は一万二千ヘクタールの保全区域の中で買い上げ面積は四十八ヘクタール、買い上げの補助が四億円、こんな状態です。近畿圏でも、いまお話をしましたが、保全面積四十九万ヘクタールの中で買い上げたのは六ヘクタール、一億九千万円。全く焼け石に水以下といひます。そういう状況だと思つております。

結局、従来の自然公園法や首都圏、近畿圏保全整備法などではほとんど開発は規制されておらないし、特別の保護もよくされなかつたというところがあると思つております。これは本年三月の行管庁の勧告でも指摘されておるとおりである。法律違反が放置されておる、開発行為はほとんど無規制である、そして管理体制はほとんどゼロに近いというところが行管庁の勧告によつても裏づけられておると思つて。ということ、せつかくこうして特に都市緑地保全法案が出されておるわけですが、いままでのような状況であればこの法案の運命もおよそ推察できるのではなからうかと思つております。

そこでもう少しお聞きしたいのですが、大阪で一番ひどい問題の一つになっております金剛生駒国立公園地域の四条畷市の清滝地域の問題です。これは参議院の予算委員会分科会でも取り上げられた問題ですが、あそこの問題について三木環境庁長官は、事は重大であるからすぐ調査を指示する、対策をとるといふことを言われておるわけですが、この調査でどういふことが明らかになつたか、その結果とその報告、現在どういふ積極的な対策をとつておるか。とりわけ、大阪府の報告によると、環境庁の現地調査による口頭指導を受けた、

こういうふうにいわれておる。これは参議院でも写真その他で示されたわけですが、こんなにひどいですね、もう全く……。

〔村上(弘)委員、写真を示す〕

これが生駒山の現状なんです、こんなにひどい状態が現在進行しておるが、これについて現地にいった環境庁の役人は、地域を定め、回復を条件とした継続行為を認め、緑地復旧を推進する、こゝう言つておるのです。結局いろいろなことを言つておりますが、継続行為を認めるということに土石の採取行為の継続行為を認めるということになつておるのです。これはもう明らかに中止ではないわけでは。参議院での討論の際には、中止をさせます。場合によれば採取の取り消し、登録の取り消し、中止命令、原状回復命令、告発というふうなことまで相川説明員は述べておつたのです。が、実際にはこういうことになつておる。一体これははたして言つたことと合つておるのか、継続するということについての責任は一体どこにあるのか、環境庁はこれについてどう考えておるか、お聞きしたい。

○新谷説明員 御指摘の金剛生駒国立公園内の土石の採取の問題であります。参議院の予算委員会でも質問がありました。四月十二日に私もそのほうの係官が現地の状況を調査をいたしました。その時点の調査結果を申し上げますと、現地の状況は、先ほど写真で示されましたように、国道沿ひのかかなり広範な地域にわたつて非常に無秩序な土石の採取が行なわれておる、そのあと地が露呈しておるというまことに遺憾な状態であつたわけでございます。その時点では、四条畷市管内で全部で十八カ所の土石をとりました現場がございまして、その十八カ所のうち許可を受け採取をいたしましたものが三カ所、それからすでに工事が完了いたしましたものが四カ所、それ地になつておつたというものが四カ所ございまして、それ以外の十一カ所につきましては大阪府が中止の勧告をこの前の段階で出して、さらにそれでも聞かなかつた者につきましては中止命令を出

しまして、十一カ所についてはその行為を中止させた。最終的には採取行為を中止させたという状況がございまして。調査の時点で現に土石の採取を行なつておりますものは、大阪府が許可をいたしました三つの業者が採取を行なつておつたという状況でございます。

この問題につきましては、先ほど申し上げましたように国立公園内の風致を維持するためにまことに遺憾な状況があつたわけでございます。許可をいたしましたものにつきましても、その許可条件が必ずしも十分に順守されてないという点もございまして、まして許可を得ずして行なわれた行為については遺憾としか言ひようがないわけでございます。

この問題につきましては今後どういふふうに対処していくかという基本方針につきましては、去る五月十八日に関係省庁集まりまして、実はこの地域は近畿圏の近郊緑地の指定を受け、また砂防の指定地にもなつておるもので、そういう関係で環境庁、建設省、近畿圏本部、それから採石法の関係で通産省、集まりましていろいろ協議をいたしました。今後の処置の基本方針といたしましては、まず、現在進行中の三つの許可を与えました業者につきましては許可条件の順守を強く指導いたしまして、今後の行為の拡大を阻止するという方向で措置をいたしたい。それから採取が完了していわばそのあと地になつております部分につきましては、そのあと地が非常にみっともない状態になつておりますので、その整備、緑化、それから修景のための植栽等の指導を行なう。それから今後採取するものにつきましては、公道だとか公共施設周辺地とか主要景観地等の隣接地域では許可をしないという方針を確立する。以上のような方針で大阪府に対して指示をいたしておるところでございます。その結果につきましては大阪府のほうからあらためて最終的な処理方針を国のほうで受け取るということにいたしておるわけでございます。

先ほどお話がございました、現地の係官が行爲

の継続を認めるという趣旨のことを言ったという点につきましては、実際にその場でどういうふうな言い方をしたのか、直接は存じませんけれども、問題はとにかく国道沿いにありあけ形非常に無秩序な土石の採取が行なわれることは今後絶対にないようにしなければならぬ。しかし既に、大阪府が条件つきで許可をいたしましたものに付きましてはやはり、これはもちろん期限を切った許可でございまして、その条件の順守というものを指導することによって、許可期間内の土石の採取はやむを得ないのではないかと、以上です。

○村上弘委員 いま継続している三つの業者の土取りの面積と、それはいつまで続くのかということについてお聞きしておきたい。

○新谷説明員 面積の資料まで持っておりませんが、許可条件は一年ということになっております。

○村上弘委員 結局、一つも歯止めはかかっておらぬということですか。私、きのうあらためて現地を見てきましたけれども、広範なところが引き続きやられておるし、それに伴う災害その他、参議院で議論になった問題も一向解決がついておらぬというのが現状であるわけです。そこでこの四条畷市が要望しておることは、土砂採取をすぐやめてほしいということですか。それから大阪府はどう言っておるかといえ、何とかして中止したい。

ただ、中止をすれば損失補償の要求が出てくる。ところがそれについては大阪府としては補償能力がないということでは出ていますが、きびしい条件、安定勾配とか段切りなどの工法とか、あとでの緑化植樹の指定など条件をつけてやっておる。これは許可が一年といいますが、毎年毎年これは更新しているんですね。しかも、初め契約した面積が広範なものがあって、毎年毎年更新するけれども全体の契約は残っておるわけだから、毎年契約更新して同じ条件でこれはずっと続くわけですよ。

そこでこの状態に対して、本年の三月十九日に

大阪府から環境庁長官あてに要望書が出ておる。第一は、自然公園区域の自然環境を積極的に保全するために、損失補償についての予算措置を十分取ってほしい、これが第一。第二は、昭和四十七年度から実施される国立公園に対する買い取り制度、これはされていいますが、これを国定公園まで拡大されたいということをおっしゃるわけですか。こういうことに対する対応策なしに、ただきびしく云々といったってそれは現状を認識しているだけのことであって、一つもとらぬのですが、これはどうですか。

○新谷説明員 確かに、御指摘のように、許可をきびしくすれば、国定公園と申しましてその中には民有地があるわけでもございまして、その許可を受けられなかったことによる補償の問題等が当然出てくるわけでもございまして、そういう意味ではわが国の地域性の国立公園あるいは国定公園の持っている非常に、何と申しますか、基本的な困難な問題であるわけでもございまして、したがって、いまお話がございました国立公園の中の土地の買い取り制度が四十七年度から発足いたしましたことは、今後こういう問題を解決するためのきめ手になる施策であるというふうに私も考えておるわけでもございまして、制度が発足いたしました当初は、やはり国立公園の中の特別保護地域であるとかあるいは特別地域であるとか、これは財政措置との関係で限られた範囲の地域を買い取りの対象にするということでは発足をいたしておるわけでもございまして、私どもいたしましては、やはり将来の問題といたしましては、国定公園につきましても事情は同じでございまして、そういう方向に拡大できるように努力をいたしたいと考えております。

○村上弘委員 将来の方向としては拡大したいということですが、もういまだほとんどつぶされていっておるわけですか。ですから、この大阪府の環境庁に対する要望は直ちに検討するということにできないのかどうか。とりわけこの生駒の西斜面の問題は、六年前に近畿圏の保全区域の整備に關する

る法律案が審議されたときに、政府委員の答弁で、あの「六甲の一定の地域と生駒の西斜面は当然特別地域に指定すべきである」ということは議事録がありますが、と言っているのです。そのときからすでに言っておるのです。ところが、どういうわけか知らぬけれども、はざされておるのです。そうしてこういう状態が進んでいっておるわけですか。

そういうことから考えても、この都市周辺の全く貴重な国定公園地域がこんな状態になっておることについて、直ちに国立公園の買い取りを適用していく、これが必要ではないか、もう一べんお聞きをしたい、これは建設省にもお聞きしたいのですが、この地域に都市緑地保全法を適用して三分の二になっておりますが、そういうことをせめて建設省みずから、これは重複してすることになるかもしれないが、やる気があるかどうか。とにかく保全とあわせて回復ということを急務としておること事態について、直ちに財政的な裏づけをやることなしに、ただこれはとめると言っておいてもとまらないので、もう一度お聞きしておきたいと思っております。

○坂本政府委員 国立公園の中の特別地区を一部買い上げの段階でございまして、あなただのおっしゃる通りに、特に都市近郊などは、私どもの気持ちは国立公園だけにとどまるわけではないのであって、国定公園であらうと国立公園であらうと、それは国民の、市民の皆さんから見れば、これは大切なところだ、買い上げなければならぬ、そういう点については、国定公園、国立公園、別に区別はありません。ただ、制度発足当時、財政的な事情もございまして国立公園ということに限定されておりましたが、おっしゃる通りに、この次からは国定公園の地域内につきましても、その緊急度の高いものについて検討をいたしたいと思っております。

○吉田(泰)政府委員 国定公園の区域内につきましても、この法案による緑地保全地区の指定が重

複できないわけではございません。要件もいろいろ違っておりますので、必要な箇所につきましては環境庁とも協議の上、本法案による指定を行ない、補助対象にすることも考えております。

○村上弘委員 いま積極的な検討をやりたいという趣旨の発言がありましたので、ぜひこれは急いで検討をお願いしたいと思っております。

もう一つ検討する必要があるのは、中止を言うだけではだめで、補償が必要ということとあわせて、土石が必要だという問題がある。この点で建設大臣に聞きたいのですが、土石などの骨材の需要、これは現在開発行為の進行に伴ってますます必要になってきておるわけですか。道路、港湾などの開発でたくさん土石が必要になっておる。大阪の場合は万博と関連して先ほどのような爆発的な破壊が進んでいるわけですか。その後これが継続しておる。昭和四十八年一月の大阪府の統計では、大阪府下九十六カ所での土石採取のための破壊が、山が削られるということが行なわれておる。そのうち約半数の四十五カ所が近郊緑地保全区域内になっておる、こういう状態があるわけですか。今度の都市緑地保全法案でこれがとまるかどうか、そういう保証があるかどうかということとあわせてさきの検討をお願いするとして、こういう土石の採取の問題、これについて建設省は別途の対策を講ずる必要があるのじゃないか。この都市周辺のほんとうに限られた貴重な自然や緑というものが事もなく削られていっているわけですか。この建設資材は一体どこから入手するのかという点についての指導や助成というものがなしに、ただストップするだけじゃ困るわけですか。大阪府や大阪府下の各自治体が事業をやっているいろいろな建設を進めるときに、この生駒山の土石を使えという指定までされているような状態がまだあるのです。こういう状態に対して、建設省としてこういう骨材に対する特別の措置をとらなければ、これまたストップはかけられぬ。業者の補償なども含めて考えるべきじゃないかと思うのですが、どうですか。

それから、時間がありませんから最後に、いろいろな点を質問してきたわけですが、結局大都市周辺はもとより、日本の自然を守るといふことについて見ると、抜本的な法体系の検討が要るのではないかということが根本にあると思うのです。同時に、それを実際に実行していく管理体制、この面で全面的な強化が必要ではないかと思うのです。同時に、もっと必要なことは財政的な裏づけです。結局、こういう破壊は全部業者の利益のためにどんどん進行しておるので、何らかかの財政的な補償なしにはストップがかからない。もっと大規模な予算を組まなければこれはとてもとめられないという状況だと思うのですが、念のために、こしはスタートですから、来年度はこの補償のための予算は大体どの程度考えておるか。それがとりわけ建設省の全予算の何％くらいを占めるのか、それを聞いておきたい。さっきの

箕面公園の再検討とあわせてお答え願いたい。

○新谷説明員 箕面国定公園の中の問題につきましては、地元のいろいろな御意見も聞いておりますので慎重に検討したいと思っております。

○吉田(泰)政府委員 本年度は年度途中からこの制度が発足し、法律施行後具体的に各府県において調査検討の上、逐次緑地保全地区の指定が行なわれるということで、初年度はあまり多くは見込めないものと考えております。予算としては、事業費一億五千万、補助は三分の一でございますから国の予算としては五千万円を用意しております。しかし、四十九年度になればこれは平年度化したすわけでございます。年度当初から十二カ月間が過ぎますし、緑地保全地区の指定も急速に進行すると思っておりますので、思い切つて必要と思われる額を要求したい。初年度の額を若干の上積みというような要求でなくて、抜本的に平年度としての要求をいたしたいと考えております。そういった国の予算としては五千万円でございますから、建設省全体の予算に比べればちよつとパーセントにもならない数字でございます。

○村上(弘)委員 来年度はどうですか、大体ことしの予算と比較して。

○吉田(泰)政府委員 予算要求の額につきましては、これから九月一日の要求時期までに省内で詰めてまいらるわけでございますが、いま申しましたように、私個人としては十倍くらいのは要求したいと思っております。

○村上(弘)委員 何%くらい……。

○吉田(泰)政府委員 建設省の予算は治水、道路、住宅、それから下水道等直接事業をする予算が大部分でございます。これに對しましてはその事業に必要な経費が年々若干の伸びを示しつつあるに要する補助というものは、一ぺんにここの一年、二年で必要なだけ指定されるとも限りませんし、おそらく何年かかかっては目標のところまで達するのじゃないかと思っております。そういう意味では、平年度化するといひましても来年度期間的に

十二カ月分がフルに働くという意味で、指定面積としてはまだ急速に伸びると思ひません。そういう意味で、そういった根幹事業、社会資本投資といわれるそういう根幹事業に対する予算全体との比較ということとは私も考えておりません。この制度を生かして動かしていく上での程度のものが実績として要るかということ、各府県の要望なども承知しながら不足のないように対処したいと考えてございます。

○村上(弘)委員 数字は、一部は時間をとらずに答えられるのです。ところが何を考えておるかからぬようなことで時間をとるから若干超過してしまふわけですが、結局、建設省の総予算との対比からいへば数字に出ないような状況に来年度以降にもあるということがいふ言われておると思ふのです。半の番をするオオカミじゃなかろうか。この都市緑地保全法案は看板と中身がどれほど一致するのだろうかということ、危惧を持っていたことが、まさにこれは当たつておるということになると思ふのです。

そこで、この法案に対する要望を最後に申し上げたいと思ふのです。

この法案はいいよりほつたほうがいいと思ふのです。しかしながら先ほど言つたような、全く現状には焼け石に水以下だ。コンマ以下の数字も出てこないのだという状況にかんがみて、第一、この法案の適用範囲に該当する土地や区域はもうほとんどなくなつてゐるのだ、巨視的に見た場合、したがって、大都市においては、この法案を実施するにあつては保全と同時に回復にうんと力を入れなければならぬんだということをぜひ要望しておきたい。特に具体的にこういうことを要望したいわけだ。首都圏と近畿圏にある国有地、約数百ヘクタールありますが、これは緑地可能な国有地の面積です。この国有地に対してはすぐ自然林の保護育成をやつてはどうか。首都圏と近畿圏に数百ヘクタールの緑地可能な土地があるのだから、これはすぐやるということをひとつやつてほしいし、約束してほしい。

第二は、この法案では知事には許可権があるし、立ち入り検査権もあるし、原状回復命令もある程度出せることになっておる。しかし、同様の権限は市町村長に要するのです。ですからそれを与えること。また、住民の意思、住民の力をもつと影響するように、さっきの緑の国勢調査でもこれは住民がやるからこういうことができるのです。こういうことをもつと生かせるような法律にすべきじゃないか。

第三は、何といつても損失補償の問題。国の補助はこの法案でいくと三分の一です。しかもこの買上げの土地取得の価格は時価ということになっておる。だから都道府県の財政負担等はいへんなのです。ですからもつと補助率を引き上げる。予算措置を大規模にとることは言うまでもありません。これをやるべきじゃないか。

以上の点をこの法案自体に即して要望し、御意見を聞いておきたい。

もう一つ、もつと具体的な、これは法案にあるなしにかかわらず、すぐやつてほしいことを申し上げておきたい。

第一は、環境庁が緑の国勢調査ということをして、おるわけですが、まずそれをやるにあつて、首都圏と近畿圏などの大都市周辺の緑と自然を守り、回復するということの緊急性にかんがみて、この首都圏、近畿圏などの近郊緑地保全区域内の破壊の実情をすぐ全面的に実態調査を早くやる必要がある。特に現状、横の線だけ見ないで、縦の線、五年前、十年前と比較してどうかということもあわせてやるべきだと思ふがどうか。同時に、すぐ回復の手だてや計画もあわせて立てる必要があるのじゃないかということも提起しておきたい。

第二は、全国四十八カ所の国定公園、これを、緑と自然の現状について全面的な健康診断をすぐやるべきじゃないか。特に生駒や箕面あるいは東京でいえば高尾などの、大都市近郊の国定公園に對する健康診断をすぐやる必要がある。これを要望したい。

第三は、とりわけ生駒、箕面、東京の高尾などのかけがえのない近郊の国定公園に對しては、政府として特別の保全措置、国立公園と同様の対応策、助成策をすぐとるということが必要じゃないか。

以上三点を行政施策の面で要請したいし、法案に對してはさきに述べた三点を要望したいと思ふのです。以上、最後にお聞きしておきたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 市町村長に権限を与えることにつきましては、この法案の中に、指定都市については知事にかつて指定市の市長が許可権を持つて監督行政を行なうということにいたしておりますが、それ以外の市町村には委任いたしております。これは、指定市は県並みに地域も広いし、いろいろな法案でも同様に扱われておりますが、一般の市町村になりますと、やはり少なうとも県で統一した程度の判断で許可の実務がなされるということが望ましいのではないかと。もともとかなり広域的な制度でありますし、実際の指定も、市町村の境界にまたがるような山の尾根とか川筋をはさんだような地区が指定されることも考えられますので、その意味で市町村ごとに判断をするということは必ずしも適切でないと考えております。もちろん実際の運用として、知事が許可等を行なう際に、必要に応じて市町村長の意見を聞くということもあるかと存じます。また住民の意思の反映につきましては、都市計画で緑地保全地区を定めるわけですから、都市計画法の一一般原則に従ひまして、計画決定に先立ち公告、縦覧、意見書の提出等の手続がありますほか、特に相当強い規制を行なう地区でありますから、一般の都市計画画以上の慎重な配慮をもつて住民とのコンセンサスにもつとめたいと思ひます。

なお、損失補償の買上げの経費につきましては、初年度ははなはだわずかでございすが、今後の指定状況も見ながら大幅にこれを増額するようにつとめたいと思ひます。

○坂本政府委員 緑の国勢調査というのはいま

ある公園であるとか、それからいま御指摘の問題になつておる都市近郊、そういうようなところとか、そういうものが一切含まれる。それで日本の列島を全部一キロメッシュで切つてしまつて、そうして自然の状態を調査するわけでございますから、一切入るわけでございます。特に御指摘の通りに、かつてはこんなに緑があつたのに現在は非常に破壊されておるではないかというように、これは非常に注目すべきことでございます。そのうち過去にさかのぼつての調査というものが大都市圏の周辺で一部いま考えておるといふのが現状であります。

○村上弘一委員 答弁は不満な答弁だと思つて、私が最後に要望した法案に対する要望事項及びすべき点での三つの要望事項について積極的な検討を要望して、質問を終わりたいと思つております。

○服部委員 新井彬之君。

○新井委員 私は、都市緑化保全法案につきまして質問をさせていただきます。

初めに、自然保護をはかるあるいはまた緑地保全をはかるということについては、法律がほかにもあるわけでございますけれども、この緑化ということについての位置づけということについて初めにお伺いしたいと思います。

フランスの都市計画家ル・コルビュジェが言つておることは、町づくりの三要素というのは太陽と緑と静けさである、こういうことで、確かにヨーロッパ諸国等のお話を聞いたりいろいろする中で、緑というものが非常に大切にされております。そういうことで、それによって生活環境が非常によくなつて、豊かな生活になつていく、こういうことが言えるわけでございますが、わが国における緑の位置づけ、あるいはまた都市政策において緑地というものがどのように取り入れられているかという点について初めにお伺いしたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 わが国は、そもそも国土面積も狭いわけでございますが、大都市地域にその

人口が非常に集中しているわけでありまして、大都市だけを考へてみると、世界でも非常にまれな高密度社会になつておると申せます。そういう意味で、広い意味の緑というものは非常に不足しているという点でありますので、少なくとも現に残っている緑を極力保全するという点と、それからすでに市街地等で失なれてしまつておる緑につきましても、公園整備事業とか街路樹の整備、その他もろもろの事業に伴ひました施策をもつて緑の復元ということに極力当たらないければならぬ。わが国における緑というものは、諸外国にも増してその必要性が高いと考えております。

また都市計画法の中では、緑の保全あるいは緑化の対策という点については、基本的に都市計画というものは健康で文化的な都市生活を目ざすものでなければならぬということがうたわれておりました。それを実現するための制度として、たとえば都市施設というもののの中に公園、緑地その他の公共空地というものが規定されております。また別途公園整備の五カ年計画等により、鋭意事業量の拡大をはかつておるところであります。その他都市計画法の規定による開発許可制度、これに伴う許可基準、あるいは区画整理その他の市街地開発事業の設計基準等におきまして、たとえば三〇%の公園なり緑地を確保するようにというような基準が定められておりました。こういうことによつて、開発しながらも最小限必要な緑地を残しつつ、あるいは生み出しつつ開発するようにということが行なわれております。これだけでは少し足りませんので、別途国会に都市計画法の一部改正案を出し、開発許可基準についての強化、すなわち樹木の保全、表土の保存、緑地帯、緩衝帯等の配置を加えるという点を考えておりますが、そういうことで都市計画としても緑地の保全、緑化ということに関する規定がございまして、それを受けて実際の施策に反映させているところでございます。

○新井委員 ただいまお話がございましたが、結局、都市の中にあつて、住宅であれば二LDKが

いいんだとかあるいは三LDKがいいんだとか、こういうような環境基準という一つのものがあるわけでございます。いまもお話が出ましたように、いろいろなところでそういう緑の保全をしよう、んだ。いままでの法律を見ますと、確かに保全という点についてはうたわれておりますけれども、緑化を推進していくということについては、そこまでのことはいわれていない。科学技術庁なんかの報告によりまして、これは去年の新聞に載つた問題ですけれども、あと五十年たてば緑が全部なくなつてしまふのだ。先ほど全部樹木の調査をするというお話がございましたが、いまの局長の答弁とは逆に、街路樹にしましてもいろいろのところの樹木にしましてもだんだん減る傾向にある。たとへて言いますと、昔、「植えてうれし銀座の柳」というのがございましてあれども、あの柳でもいまもうほとんどなくなつておる。

そういうことで、実際問題それじゃ東京なら東京一つの例をとつて、どれだけの樹木、街路樹にしても公園の中に植えるものでもけつこうですけれども、どれだけの樹木というものが科学的に必要だと考えられておるのか。それに対して十カ年なら十カ年計画というものをもちて樹木を植えていかなければいけない、そうなりますと、それにはいろいろな苗木の問題から発展するわけでございますけれども、そういう一つの貫したものがなければ、ただ保存をしておくだけでは、これはやはりこれからの緑と太陽に包まれた都市というものはできてこない、こういうふうにおもうわけでございます。先ほどの答弁は非常にけつこうでございますけれども、現実的には、街路樹一つにしても、それじゃどのようにそれが進展をしていくかという点について、もう少し具体的にお聞かせ願ひたいと思つております。

○吉田(泰)政府委員 部分的には確かに昔あつた街路樹が取り払われておるところもございまして、しかしながら近年は街路の建設等にあたりましては、少なくとも歩道のとれるようなところ、街路樹を植える余地のある街路につきましては極力街

路樹を植えるように指導しております。もちろん補助対象にもしておるわけでございますが、全体としては街路樹はかなりふえておるはずでございます。ただ、街路樹の維持保全も、水の不足その他によりましてどうしても弱りがちでありますので、そういうことに対処しまして、十分水を吸い込めるような、たとえば街路樹を植えるところの土を大きくするとか、その他大気汚染に強い樹種を選ぶ、そういう工夫は今後とも必要だと思つております。

まあ街路樹とか、樹木そのものにつきましてははなはだ手薄でございます。今後とも公園整備の最も大きな費目として樹木の植栽というようにものに割り当てたいと思つておる。その他、河川敷の利用とか、本法による緑化協定等の奨励を通じまして、積極的に緑の増大ということにもつとめたいと思つております。

○新井委員 そうしますと、科学技術庁が五十年後には東京には木がなくなるんだというふうなことを発表されておる。これはまあこれからそういう保全をはかる、いろいろのことをやるということで行なわれていくということですが、それと、それをどこまでやるんだという指標的なものはないわけですか。いまでも植えられるところには全部植えるんだという答弁でございますけれども、これは非常にあいまいなことばでございます。植えられるところがいかに悪いかということの判定もむずかしいと思つておる。やはり科学的にどれだけの樹木が必要か。たとへて言いますと、私たちが一日に吸う空気というのは一萬リットル、その中で大体二リットルが酸素だということをいわれておる。グラムにすると五百グラムですか。そうして大体五十年生のブナの木一本で供出されておるんだ。酸素というのは樹木がブランクトンか、そういうもののしか供給能力がないために、緑がなくなるといふことについては、極端な言い方をすれば非常に酸素の欠乏をあらわす、した

がって、そういうような観点から、東京なら東京の人口あるいはまた密度、そういうことを考えて、どの程度の樹木というものを今後やっていかなければいけないかということも考えられると思うのですけれども、そういうようなことについてはどのようにお考えですか。

○吉田(参)政府委員 緑とかあるいは緑地の持つ非常に多面的な効用ということから見まして、それそれから緑の必要性、必要量というものが考えられるわけでございます。いま申されましたような、その周辺に住む人間の必要とする酸素、これがどれだけの樹木から生産されるのかというように観点での調査も、個人的にはなされているようにございますけれども、建設省でもかつていろいろ調査をしたことがございます。一応緑なり緑地というものがどういった効果を持つかというようになこと、いま申されましたような酸素の必要量ということばかりではなくて、広く環境衛生の効果あるいは防災上の効果あるいは都市形態をつくり上げるという意味の効果、その他心理的等の効果が広くあるんだということでもあります。しかしながら、かなり多岐にわたる効果、特に精神面、心理面の効果ということにも及びますので、これは多々申すまでもないと言えまして、どの程度が必要量として科学的に言えるかという点はなかなか明瞭には申し上げられる段階ではございません。この法案におきましては、法定要件に該当する自然環境のいい場所として、二、三号に該当するような場所はできるだけ緑地保全地区に逐次指定して、それをもって、積極的に片一方でつくる都市公園、都市緑地の足らざるを補い、両々相まって市街地に住む住民の方々の緑への欲求というものを満たすようにしなければならぬと考えております。

○新井委員 ですから、その要求を満たすためには、建設省がそういうことで緑地保全をやるあるいはまたこの推進をするというときに、やはり目標が何もないというのはおかしいわけですね。開発をされてしまうと緑がなくなるから、だからそういう保全の法の網をかぶせるんだ、これはよくわかることではないですか。でも、緑、樹木というもののについての効用というのはやはり世界的にいろいろ文献が出ております。空気の清浄の問題、あるいはまた公害を除去する問題、あるいはまた環境のそういう私たちの心身に及ぼすような問題、そういうことに対する非常なプラスがあるわけですね。したがって、それについては環境庁があるいは科学技術庁か、あるいは実際に担当する建設省の公園緑地課か、そういうようなところにおいてやはり情報をキャッチして、それに見合うような施策というものを打っていかねければいけない。ほんとうにいま緑したるような東京であればどのくらい住みよくなるかということについてのいろいろな意見というのはたくさんあるわけですね。そういうことで、やはりそこには公園、公園といいますが、御存じのように公園といっているのは日本は非常に少ないわけですね。特に東京においてはまだまだ都市公園法に定められておるようなそういう公園もできていない。この前の進捗率等、まあ進んでいるとはいえないが、それができていまだ少ないわけですね。したがって、こういう目標というものを設定しなければならぬ、私はこのように思うのですけれども、いまはそういう目標がない、まだ検討されていないということですね。環境庁になるかあるいは科学技術庁になるのか、あるいは建設省ではそれは無理だといえるのか、あるいはまた当然担当の建設省が緑の問題はやります、こういうような結論になるかは別といたしまして、そういう目標をもってやるということではなければならぬということですが、そういう条件についてはどういうふうにお考えになりますか。

○吉田(参)政府委員 科学的にこれだけは必要だといふ、そういう目標の結論を出す程度にはまだ、いろいろ必要な要素があり過ぎて研究が進んでおらないといふことを申し上げたわけですが、そういうことは頭に置きながら、私も建設省としては昭和六十年までに都市公園面積を一人当たり九平方メートルまで持つていきたい。これは現在三平方メートル程度でございますから約三倍にするというわけでございます。それと、この緑地保全地区というものを、その対象地を各府県の担当者に調べてもらいましたところ、早急にやりましたもので、すくなく十分吟味は要するのですけれども、一応各都市、各府県におきまして都市計画面積の二、五％ぐらいがその対象地となるという調査が出ております。これを平均すれば二、五％強ぐらいでありまして、かりに二、五％ぐらいを逐次指定していくとしますと約十五万ヘクタールということになります。人口一億人と見ますと一人当たりは十五平方メートルということになります。都市公園と合わせますと二十四ないし二十五平方メートルぐらいになるのではないかと。これは先ほど申したように、必ずしも科学的にそれで足りるかということとは申しがたいのでございますけれども、一応建設省はそういう目標で、それをもとに五カ年計画を実施している次第でございます。

○新井委員 それじゃもう少しお話をしますけれども、いま東京の空気というのは非常によくなっておりまして、東京あるいはまた川崎あるいはまた四日市、これは公害ということでは非常に問題になっているわけですが、ニューオークと東京との大気中の浮遊微粒子の量を比べてみた場合に、東京の場合はニューオークより倍以上多いということですね。ニューオークでは最高が三百十五、最低が十二、東京では最高が六百六十二、最低が百二十七マイクロパー立方メートル、こういうような調査結果が出ています。それから、大気汚染のひどい地区の慢性気管支炎の患者、こういうものを調査しますと、慢性気管支炎にかかっていない人に比べて呼吸器の疾患による死亡が約五・九倍多い。またそれ以外の病気によっても死亡が約二倍多い、こういうような結果があるわけですね。そういうことで、われわれの人命にかかわるこれを浄化するの、さつきからもお話ししているように樹木以外にない。もちろん排気ガスの規制ということも必要です。排気ガスをどんどん規制するとともに、樹木をふやして浄化をしていく、こういうことになるわけでございます。現在、大気汚染だけをとりまして、公害対策費というのは東京都だけとしまして、東京のスモッグ対策費あるいはまた自動車公害対策費、大気汚染防止対策費、大気汚染調査費、そういうのを合わせただけで十一億四千二百二十四万円も出ています。これがさかのぼってしまえばやってきた金額からいえば二十六億三千九百五十万円、こういうことで、非常に多額なそういう調査研究費、あるいはまた逆に、そういうふうな病気になるればそれにかかる費用というものがあつたわけですね。したがって、これはやはり早急に調査を進めてやっていかなければならない。

これは一つの調査の結果でございますけれども、一つの葉っぱがどの程度大気を浄化するかというところについて神奈川県のはうで調査をやったわけですね。この調査のやり方というのは、街路樹の一枚の葉っぱですね、これはイチヨウだとかあるいはプラタナスとかアオギリだとか、いろいろの木がたくさんありますけれども、一枚の葉っぱの中にどれだけのものが含まれているか。そして今度は葉っぱの表によくほりかきかぶったようについておられますけれども、そういう吸い取る力といたしまして、そのために吸い取られたものはどういふものがあるのかという検査をやったわけでございます。その検査の結果によりますと、これはプラタナスの葉の一枚に体内と体外を通じて吸着している鉛や銅、亜鉛、鉄、そういうようなものは最高が三十七万九千PPM、これだけのデータが出ています。またほかに、PCBだとかカドミウムだとかクロレインだとか砒素だとか水銀、そういうようないろいろなものを調べておりませんけれども、たった一枚の葉の中にもそれだけのものが含まれている。したがって、大気の浄化をするということについては非常な力があるということがいわれているわけでございます。

それからまた、これは色彩だとかいろいろな問題からいわれている問題ですが、緑という

のは疲勞を回復して安息を与える。やはり緑したる公園等を会社の休み時間、お昼の休み時間に散歩するとか、またそこでいい空気を吸うとか、そういうことによって非常な活力が出てくる。病人の部屋なんか全部緑にしてしまったほうが、色彩的なそういうような一つの空間の中では、非常に安息になって病気の回復も早いというような研究結果も出ておりますけれども、そういうような効用もあるわけです。

だから、緑の町をつくる、これを一般の国民の方々が、そういう科学的な裏づけというものは現在おわかりにならなくとも、どのくらい望んでいるかということもアンケートの結果として出てくるわけですね。そういうことで、いろいろ先ほどお話がありましたように効用というものがあつたわけですね。したがって、これについては緑をふやす方向というものを明確にしていかなければならぬ、こういうぐあいに先ほどから言っておるわけです。

東京都内の街路樹というのは、国道が三万、都道が六万、区市町村道が二万二千、これを全部合算せましても十一万二千本しかない。都立公園に二十六万本の樹木がありますけれども、それを合算して三十七万本です。そこで、昭和四十六年度で約一千五百五十万人の東京都の人口を例にとれば、ドイツの科学者ベル・ナッキー博士の研究で、自然に成長した十メートル以上の五十年生のブナの木一本で四人家族の呼吸に必要な酸素を供給する、こういうことからいいますと、自然に育った五十年生以上の樹木の必要総数というものは八十八万四千六百本、こういうことになるわけです。だから現在ある三十七万本を引き算するとあと五十万本以上の樹木が必要だ。それは日本は山が非常に多い国ですからそのほうの数を合わせればいいじゃないか、こういう議論も成り立つわけですね。けれども、公害が発生しているのは高速道路であるとかあるいは町の中のものたくさん通っているところだ。したがって、そういうところに木がないということはその地域の方々が非常に被害を

こうむるということになるわけです。ヨーロッパに行きますと、あの街路樹の下にテーブル、いすを出して食事をしておりますけれども、あれも街路樹があればある、緑がもう一ぱいだ、その中でそういういろいろなものが吸い取られ、あるいはまた一酸化炭素が浄化されて、豊かに生活ができるのだという調査も出ておりますけれども、そういうことからいって、もともと緑をふやしていく、それにはやはり予定を立てて、あとでまた出てきますけれども、国道なら国道の中にはちゃんと樹木というのか、そういう街路樹というものを植えなければいけないのだ。あるいはまた都道にしても何にしても、そういうところにはほんとうに街路樹をふやす。もともと種言すれば、いま町の裏通りなんというものは非常に狭くて車が通れないようなところもあるわけです。そういうところにも街路樹を植える。

あるいは学校のへいを取りこわして全部緑にしてしまふ。これも御存じのように、四日市の塩浜小学校において大気汚染のために三十三名の公害認定患者が出た。ところが、身体検査をしておるとだんだんそれがなおつてきて、成長もよその学校に劣らないくらいに成長をするようになった。なぜそういうような状態になったかということについては、たぶん公害の空気になれて発育もまたもなくなったのだらうという意見もありますけれども、私は医者でないからわかりませんけれども、大阪の府立病院の衛生部長なんかの話によれば、公害だけは人間のそういうものに対するなれというものがなれないのだ。そこでもう一つ何が原因だということになれば、家庭に何百本の本を学校の校長先生が植えた。そして何年間かたつたときにはその子供さんの方の健康は取り戻している、こういうような報告もあるわけです。

したがって、私たちも都市をつくるという上で、さつきも太陽と緑と静けさというものが都市をつくる基本だということでも例をあげましたけれども、一番いまだ大事なのは、可能な限り、考えられる限り、そういう緑というものをどんどん推進を

していかなければならぬ、こういうぐあいに考えるわけでございます。この件については今後大いに検討して、保全だけでなく、あらゆるところで推進をするのだ。たとえて言いますとビルの上だつて芝生が敷けるわけです。考えればいろいろとありまして、それも決していまは反対をされたいと思いません。もうそれは当然だというようになことがアンケートの結果によれば出ておるわけでございます。ひとつそういうことを検討していただきたいと思います。

さつきもお話がありました、大体一人当たり二十平方メートル、これだけの緑、芝生でもけっこうですけれども、そのくらい緑というものが必要であるということがいわれているわけですが、それだけの緑というものをみな望んでおるわけですね。これは総理府でアンケートをとった分でございますけれども、住みよい環境づくりが一番必要なものは何かというアンケートについて、一つは公園緑地、街路樹など、緑と答えたのが二八・五％です。それから上下水道、道路、ガスなど、都市施設二〇・一％、それから交通機関一三・八％、医療・保健施設一二・五％、そういうようなことで、やはり一番多いのが公園緑地、街路樹、こういうことを希望しているわけです。それからまた、そういうことについて私権の制限を行なつてもいいかというように問うてしましても、半数以上の方々が、自分の木を切るときも制限をされてもしかたがないであらうというように答えるわけがあります。そういうことで、緑地については保全だけではなくて、推進というものを全力をあげてやっていただきたい、これについて大臣の考えをお伺いしておきたいと思えます。

○金丸國務大臣 新井先生のお話はまことに貴重な意見として私も承つておたつたわけでございますが、いま都会の緑地というものは非常に危険にさらされておるという状況でございますし、また緑地というものは一人に二十平方メートル必要である、それが一つの理想なことだらうと私も推測を

いたすわけでございます。先ほど九平方メートルと都市局長が言っておるわけですが、それは九平方メートルしかいまのところ目標にできないということですが、現実としてはそういう大きなところに目標を持ってやらなくちゃならぬということとあわせて、人間の生命尊重という立場から、いまPCBだ、なんだと言つておる非常な公害問題、排気ガス等大きな公害を度外視して政治はないと私も思います。そういう意味で一木一草たりともおろそかにすることなく、空地というものは緑地で埋めるべきだ、私権の制限もときにやつてもしかるべきだ、こうまで私は思います。

○新井委員 林野庁が森林機能というものを金に換算したデータがありますけれども、これによりますと年間に十二兆八千億円にのぼるということが出ておるわけです。緑の効用ですね。そういうことでお金には換算できませんけれども、そういうようないろいろな問題というものをひとつよく詰めていただきたいと思つておるのです。

それから、いま街路樹のことについて少しお話をしておきたいと思つておるわけですが、街路樹がよく枯れたり何かするということでありまして、これも、この街路樹の研究というものについては、局長、どのようにおやりになつていらっしゃるのか。

○吉田(泰)政府委員 街路樹の維持、保全は、どういうふうにするかは枯れたり弱つたりすることがないようにできるかということとはかねがね研究しております。

○新井委員 自動車の排気ガスが樹木を枯らすというふうなことが大体定説になっておりますけれども、この前、神奈川県農業総合研究所で実際問題どの程度の排気ガスが枯らすのかという研究について結果が出ておりますので、これを参考までに大臣も聞いておいていただきたいのです。屋外につくったガラス製の人工気象室に、わりかた感受性の強い樹木を七月、八月に入れます、そうしてそのまま自動車の排気ガスをつないで、八日間、どういう状態になるかということ

やってみました。そうしますと、その試験に用いた排気ガスの濃度というのは二〇〇〇PPMの場合と二〇〇PPM、それから四〇〇PPM、こういう三種類に分けて排気ガスの実験をやったのですけれども、二〇〇PPMの場合はわかりかたないいろいろな状態が出たようでございますけれども、四〇PPMの場合は樹体にも樹葉にもわずかに水分の不足が見られただけで、あとは何も異常は見られませんでした。ちょうど東京でも、あの牛込柳町の公害の状態というのから見ても、あそこは一九PPMですね、そうすると樹木には全然関係がない、こういうような結果が出ておまして、東京でも、排気ガスとの関係から見ますと、必ずしも自動車が多いところにもそういう濃度の高い一酸化炭素があるというわけじゃないのです。そこに街路樹がちゃんと植わっているかどうか、その街路樹もいい街路樹かどうかということですね、それによって非常な影響があるということがやはりはっきりしているわけでございます。

そういうことで、樹木を枯らすということについては、ただ単に自動車の排気ガスだけが多いというのじゃなくて、結局は水分が少ないという問題ですね。いままで道路構造令なんかを見ましても、やはり道路から五センチでも十センチでも上に上がったところにワクをつくる、したがって雨が降った場合水が全然そこに入っていない。外国なんかの例を見ても、必ずそういうワクがなくて、五センチでも十センチでも低目にしてあるというところで、いつも雨水が入ってその水のために樹木が枯れないという。だからそういう点もよく考えていただかないと、幾らやってもよく枯れるというようなこともいわれているわけです。街路樹は一生懸命やっておりますけれども枯れましたのでも……。ここにもデータがありますけれども、そういう国道だとかあるいは都道だとか、そういうところでもほんとうにもったいないくらい枯らして、いままで推進はしたけれども、それをどのようになに補って育てていったらいいか、そういうこと

も一貫したものがなければ、ただ表面だけの植え
るということだけではならないということです。
そういうことでその件についてもひとつお願いし
たいと思いますけれども、いま私の言ったような
ことで、研究をやっておられると言われましたけ
れども、お考えを聞かせていただきたいと思いま
す。

○吉田(寒)政府委員 確かに、街路樹が弱ったり枯死するといふ一番大きい原因は、排気ガスというよりもむしろ水分の不足にあるという結果が出ております。したがしまして、まず樹種の選定といふことが大事でございますが、それに加えて水分の不足を来たさないような植え方、これは結局街路の舗装、構造にも関係するわけですが、少なくとも街路樹を植える場所のますといえますが、ますの大きさを相当とる。中央分離帯などですとは道として使っておりませんから全部土のままでおけるわけで、こういうところは確かにわりあい枯れないわけでありまして、歩道に植える場合には水分の吸収を極力確保するようなますの大きさ、それから樹種の選定、さらに実際の植え方、こういうことが大事だと思います。これらは、街路担当の課には必ずしも専門家がおりませんから、私どもでいへば公園緑地課という植物についての専門家が集まっておる課でありますので、こういう課とよく相談して、植えたが枯れたというようなことのないように十分連絡をとらしている次第でございます。

○新井委員　公団住宅の植林の場合もわりかた指摘されておりますけれども、たくさん木が枯れてるところがあるようでございます。その原因と
いうのは、地上から七十四センチも高い囲みで、その植え込みも広さわず十メートルにも満たないような状態になっている。したがって、こんな箱庭づくりの中に幹まわり二メートルもある大きな木を植えるわけですから根つくはずがないのだ、専門的にそういうふうに言っておるわけです。この木だって一本買えば十数万円するだろう。それをほんとうに育てるような技術がなければなら

ないということもありますので、至るところにそういう問題が広がっていると思いますけれども、よくひとと検討していただきたいと思ひます。

そこで、いま職員の問題が出ましたけれども、そういういろいろなことをやっていく上においては、公園緑地課としても職員がいまの状態であるのかどうかという問題になります。そういう点についてお伺いしたいと思います。

○吉田 参 政府委員 緑の保全、復元ということにつきましては、国及び直接担当する地方、ともに十分な職員、特にそういう専門的知識を持った、あるいはそういう訓練を経た職員が必要なわけでありまして、多少ずつ地方などは組織、人員を増強しているようであります。特に大都市地域ではかなり力を入れているようであります。が、まだまだ不足しているという状況であります。本省の職員につきましても、課長以下専門家がおりわけでございますが、なお専門家を入れ、あるいは人員、機構の拡充ということに今後努力したいと思ひます。

○新井委員 これもいろいろと聞きましたけれども、非常に充実されていないわけですね。したがって、各市町村にしても都道府県にしても、そういうものを充実してやっていこう、それは、どの程度そういう緑化していくことについて重きを置いていくかという姿勢でできまってくると思うのです。いま一番大事だから言っておるのですからそういうことで――ただおさなりの五カ年計画だとか、こういうことも一つはやっておくのだというのじゃなくて、やはりアンケートを見ましても非常にこれに対しては要望があるわけですね。しかし私の知っているデータではなかなか推進しにくいわけです。そういうこともよく考えてやっていただきたい、このように思います。

それから国有農地の売り戻しの件についてちょっとお伺いしておきたいと思うのですが、四十六年四月六日に佐藤総理が根本建設大臣に、国有農地の旧地主への売り戻し代金でちびつこ広場や運動公園をつくってはどうか、こういう指示が

あったというぐあいに聞いておるわけです。それで根本建設大臣が事務当局と検討して、国が国有農地の売り戻し代金のうち百億円を支出する、これに地方自治体が二百億円を用意して、合計三百億円で、大都市を中心とした都府県に公園緑地用地として三百五十ヘクタールを確保するという建設省案をまとめるという話を聞いておったのですか、これはその後どのようになったのですか。

○吉田(参)政府委員 おっしゃるとおり、昭和四十六年ごろに都市における公園緑地等の確保をはかるための財源対策の一つとして御指摘のような構想が打ち出され、検討したわけでございます。要は公園に対する予算額の確保であるということでございますので、そういった構想も踏まえながら四十七年度、四十八年度の予算要求も進めてまいりました。その結果、昭和四十七年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画というものが初めて設定されまして、その機会に予算も一躍伸びたわけであります。本年度はその二年度目になりますが、これまで対前年度比一・七六倍という伸びを示しております、国費で申しますと約二百二十億というものがついております。これは前年度当初の百二十五億に比べて約九十五億円一年間でふえているわけであります。さらにその前年度に比べれば非常に大きく伸びているわけでありますして、必ずしも国有農地の売り戻し費用を当てにした国費百億円というものを充てなくても、別途一般財源をもってそれだけの措置がされたわけでありますので、今後はこの新しい五カ年計画というものを間違ひなく達成する、そのために毎年大幅に伸ばしていきたいという方向に切りかえていく次第でございます。

○新井委員　では別途五カ年計画に入ってしまつておるといふことですね。——三百五十ヘクタールといえば日比谷公園の大体二十三倍の公園であります。東京、大阪とか、そういうところの七都道府県、これは前に公園緑地用地として千百三十七ヘクタールのものをとられているわけですからけれども、その後自作農創設のための農地に転用され

て、その後公園用地として買い戻された、それは三百九十ヘクタールしかないのです。昔はまだ千三百三十七ヘクタールの公園用地があったのだけれども、それが戻されたのが三百九十ヘクタール。あと残りの七百四十七ヘクタール、この半分に相当する三百五十七ヘクタール、これを東京とか大阪とか、前に取り上げた七都道府県に優先的に配分しようというように聞いておられるわけでございます。昔より公園が減るということはおかしなことではないかと、そういうこともあったというので、ますます力を入れていただきたい。

それから日本緑化センターについて伺います。これは建設省と農林省でタイアップして設立準備を進めておられるようですが、日本緑化センターの予算、業務内容、目的、性格、そういうものはどのようなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○松形説明員 答え申し上げます。

緑の効用と重要性につきましては、ただいま先生の御意見があったとおりでございます。この緑化につきましては現在建設省と鋭意詰りながら、八月を目途にして発足の準備をいたしております。なお、この予算につきましては、緑化センターの事業費補助金といたしまして用意いたしておりますのが約二千二百万円。三カ年間で基金造成補助をやることにいたしておりますが、初年度分といたしまして二億円を準備いたしております。

なお、業務内容でございますが、五つほどございまして、一つはモデルの緑化計画の策定と、展示モデルを造成したい、これは三十カ所程度のタイプに分けて五カ年計画でございます。二番目といたしまして、地方公共団体等が計画いたします緑化に関するコンサルティングをやることにいたしております。三番目といたしまして、緑化の形態がやや変わってまいっておりますので、私も高木と称しておりますけれども、これの生産と需要をセットするための情報の提供でございます。四番目といたしましては、先ほど先生がいろ

いろ御指摘ございましたような緑化に関する技術がずいぶん変わってまいっておりますので、総合的な調査研究をいたします。五番目といたしましては、御指摘のとおり緑化技術者の養成研修、こういうことの五つを目的といたしておるわけでございます。

○新井委員 この緑化センターというのはそういう意味においては非常に今後大事な役割になると思います。これにやっていたかたければならぬ、ないことがたくさんあると思いますけれども、東京都にしましてもまた大阪にしましても、街路樹一本植えるにしましても非常にその街路樹がないというふうな状態になっていまして、これは新聞でも御存じのように、いまはそういうものが買占めの対象になるというふうなこともありまして、そういう一つの供給をしていく情報も流すというところでありますけれども、そういう生産というところについては今後街路樹は間に合うような状態になりますか。

○松形説明員 答え申し上げます。

先ほど建設省からお答えございましたように、ただいま私がお話申し上げました高木の生産につきましては需要と供給というものが十分セットされていないというのが現時点では実態でございます。したがって、このような情報が一歩大事であるというふうなことで、全農あるいは農協系統でございますけれども、森林組合あるいは苗木の生産業者、そういうものを現在指導いたしまして団体をつくりながら、そして生産を軌道に乗せてまいりたい。同時に、森林の中で種から育てるというのでは間に合いませんので、山にあるものがある程度抜きながら山の緑の木を都市へ移すというふうなことを重点といたしまして生産計画を現在立てて指導中でございます。

○新井委員 公明党としましては、都市緑化促進というところについては国民の皆さんのいろいろな御要望から法案をつくらなければいけないということ、要綱だけはつくったわけでございます。その一番の骨子は、さっきから言っておりますよ

うに、まず国の都市緑化総合計画を策定しなければこれは進まないのだということ、それをうたつてあるわけでございます。公明党の案としましては、これは保全法ではなくて促進法である。また都市緑化の事業の実施の年次計画、こういうものもちゃんとやらなければならぬ。それから樹木の新規植樹及び保存維持計画、こういうものも明確にしております。その中で特にいっていることは、一つは都市緑化公債というものを発行したらどうかということをおっしゃるわけでございます。現在、地方公共団体としましては、予算的な問題でなかなかできないということがありまして、そういう点についてはどのようにお考えになりますか。

○吉田(泰)政府委員 まず、各都市で緑のマスタープランをつくつてもらうように考えておられるわけですが、これを総合いたしました総合的な都市緑化の総合計画というものが考えられるわけでございます。私も私としては、今後そういうことも必要になるのではないかと、今後そういたしますが、現在のところそういう制度をつくりまして、また急速に動きまわらなければならないので、まず各都市ごとのマスタープランから出発して逐次積み上げた上で、なおおっしゃるような方向に向かって検討したいと考えております。

都市緑化公債という御提案がございまして、私もあらゆる財源をばらまいて緑地の保全及び積極的な緑化につとめなければならぬと思っております。先ほど申しましたように、まず都市公園の五カ年計画を樹立し、それに必要な急激な予算の増をまかなうに足る一般会計予算を要求しておるわけでございます。それでうまく予算化されて現在に至っておりますが、今後ともさらにこの勢いで伸ばしていただきたい。この財源は国の一般財源でありまして、本年度あるいは昨年度と、かなり建設国債という形で国債も伸びておりますから、そういう意味での国債財源というものも相当入っているのではないかと考えられます。なお地方債につき

ましては四十八年度から、従来都市計画事業という中にまぎれこめて入っておりましたものを独立してもらいまして、小項目として公園緑地事業というものができました。起債充当率その他、今後この独立を契機に大きく伸ばしていきたいと考えます。こういった国債、地方債の手当てによりまして、実際には、都市緑化公債というふうな目的なものではございませんけれども、財源対策としては逐次行なわれてきているんじゃないかと考えております。

○新井委員 この都市緑化保全法案を見ますと、いろいろ問題はあられるわけでございますけれども、結局一つは、「緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならぬ。」というところがあります。それに合う一つの前提条件のきちっとしたものを策定すべきである。また国としての予算が三分の一補助である、それも初年度予算は五千万円だということとか、いろいろ見ますとこれで行き詰る感じがするわけですが、まだまだ非常に弱いという感じがするわけですが、そういうことで、さっきも言いましたように、予算面についての都市緑化公債、あるいはまた国が、地方公共団体がやる場合の援助をする措置として都市緑化のための最も適当な樹種の選定、苗木の供給確保のための措置並びにその基礎的研究、それから苗木のあっせん、街路樹等の育成、保存に関する基礎的研究、こういうようなこともやはりやっていかなければいけない。あるいはまた地方公共団体に対して国有地の無償利用、それは河川だとかいろいろあると思っておりますけれども、そういう無償利用をさしてあげなければいけない。あるいはまた樹木をどんだんふやすことにおいては、樹木の保存台帳をつくらなければならない。そういうふうなことをほんとうにやらないと、成していき。また財政上及び技術上の助成。そういうふうなことをほんとうにやらないと、いかにいかに、この保全だけでは、いまでも法律はありますが、これは、やはり樹木はだんだん減つてしまふというところを考えると、緑の効用ということの一番基礎的

なそういう必要性、それが建設省にわかっていただいて、国民の皆さんにもわかっていただくところに、街路樹も成長し、みんなそれを育ててというふうな気風も出てくるのじゃないか、こういうふうな思いでございまして、今後この運用につきましては全力をあげてひとつやっただきたい、このように思うわけです。そういう件について最後に大臣に所見を伺いたいと思っております。

○金丸国務大臣 新井先生の貴重な御意見を承りまして、非常に参考になると思えます。十分たまたまの御意見を体しまして、予算等につきまして、来年度予算はひとつできるだけの盛り上げをして、これが空文でない法案にしたい、こう考えております。

○新井委員 終わります。

○服部委員長 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 大臣は飛行機に乗って上空からわが国をのぞいたことがございまして、さうして、私自身もわが日本列島を上空からながめておりますが、実はわが国は国土の七〇%以上が緑におおわれておる。ヨーロッパ各国を上空からながめまして、こんなに緑におおわれている国はそんなにないわけです。にもかかわらず、われわれ国民の間に、あるいは特に都市生活者の間にたいへん緑が欠乏しているという感じを与えておる。これは一体何が原因であらうか、疑問に思うわけですが、大臣いかがでしょうか。

○金丸国務大臣 産業、人口の都会集中といううなことにございまして、また、先ほども申し上げたのですが、土地の騰貴等によって空地の細分化というふうな問題が起きてくる。ましてや緑地というものがそのような関係で都会にはだんだん少なくなってくる。その上に自動車は排気ガスをまき散らしておる、自動車の生産高も非常に上がってきておるというふうなことが今日の人身に及ぼす公害ははかり知れぬものがある、こう私は思うわけでありまして、そういう意味で緑を回復しなければならぬし、緑と酸素、酸素と炭素、こういうよ

うなもの関連性を考えてみますと、緑というものがいかに重要であるかということが考えられるわけでありまして。そういう意味で、現在の東京の、あるいは都会の緑というものが非常に少なく、減りつつある、こういう状況を制止するわけにはいかない、いろいろな法律もありますが、それらの法律では規制できないところもあるというふうなことで、今回の法案を出したというふうなわけでございます。

○渡辺(武)委員 答えが質問の趣旨とだいぶ違うのですが……よろしいですか、日本の国は上空から見ると七〇%以上が緑におおわれておる。ヨーロッパ各国ではこういう例はない。にもかかわらず、国民の間では、特に都市生活者の間では、たいへん緑が欠乏しているという感じを抱かしておる。これは一体何が原因だろうか、こういうことを実はお尋ねしたわけです。大臣はあたかも自然にそうなっているというふうな感じが、たいへん困ったことだというふうな見方のごうでございまして、私はそういう認識が非常に問題だと思っております。つまり私は、少なくともこれは代々続いてきた為政者の大きな責任だ。これだけ緑があり、これだけ国土が緑におおわれておるにもかかわらず、国民の間にはたいへん緑が欠乏しているという感じが抱かされていぬ。これは都市計画にも問題があったことではないでしょうか。いろいろな産業を進展させてまいりましたその行政にも問題があったであらう。私は明らかに為政者の大きな責任である、こういうふうな考えをわけですが、その辺の御理解をなさっていらっしゃいますでしょうか。

○金丸国務大臣 いわゆる戦後の日本は、つくればよろしい、何でも製造すればよろしい、こういう考え方が今日の時代をつくつておるという、その責任は為政者にも私はあると思えます。

○渡辺(武)委員 そういふ観点からながめてまいりますと、今回のこの法律自身がいわゆる都市の緑地保全法案でございまして、この法律の題名からいきまして緑地を保全するのだ、これが主

体になるわけですね。そうではなくて、いままでの政治がたいへん間違っておったのだ、いまやそのひずみが都市の中に非常に残存しておる、こういう前提に立つならば、私はむしろ積極的にその緑化を推進するという方向——いまある緑地を保全する、これはもちろん大切なことでございまして、すでに破壊をされてしまつて、都市生活者の中には緑がたいへん少ないのだという感じを与えておる、こういう現状をすなおに認識するならば、本来的にやはり都市の大改造が必要でありましよう。そういう意味ではむしろ緑化を推進するという方向に主眼が置かれていかなければいけないのではないかと。もちろん大前提として、いまある自然をこれ以上破壊しないということは必要でございまして、もうすでにひずみが出てしまつて、そういう状態の中で国民自身がたいへん緑が足りない、こう感じておるその感じを是正するためには、やはり積極的な緑化の推進、このほうがむしろ大切ではないだろうか、こう考えるわけですが、いかがでございましょうか。

○金丸国務大臣 先生のお説のとおり、私もそのように思います。そういう意味で都会の再開発をやつて、空地ができたならば緑地にすべきだ、一木一草たりともみだりに切つてはならない、推進をしながら緑地をふやしていくというふうなことを考えていくことがこの法案の趣旨であらうと思ひます。

○渡辺(武)委員 私は大前提を踏まえてこれを見ていきますと、確かに保全という面にはある程度力が入られておるのですが、ひずみが生じてしまつた市街地、これを是正するために一体何があるであらうかというふうに見ていくと、いわば緑化協定というふうなもの、この法案の中に書いてある。すなわちその緑化協定なるものはどういうものであるかを見ていきますと、これはやはりいわば民間依存といひますか、国民に依存をしておるという部分が大部分でございまして、国が積極的に緑化をはかつていくという方針ではないのではありませんか、こういうふうに実は思

てならないわけですね。本来、このような民間主体の協定というふうなもの、これに類似した問題として建築基準法による建築協定等がございまして、協定ができ上がつてからもうすでに十年以上経過しておる現在、この建築協定がほんとうにどのような効果を及ぼしておるかどうか。見てまいりますとたいへん効果及ぼしてない。この緑化協定もそのような方向で、一応ことばの上では緑化を推進する、こうなつておりますけれども、ほんとうに効力があるかどうか、たいへん疑問に思うわけですが、いかがでございましょうか。そういったことだけで、いまのすでに発生してしまつた市街化、矛盾を多くかかえた市街化、これの緑化の推進がなされるのでございまいしょうか。

○吉田(泰)政府委員 緑化の積極的な推進ということになりますと、まず第一に都市公園の整備ということになります。さらに街路樹の整備とか河川敷公園の整備とか、あるいは公園、公営等の住宅団地における緑化とか、そういうものがまず公的な直接の施策として必要なわけであります。しかしながらそれだけではやはり限りがありますので、本法案におきまして緑化協定という制度を考えました。おっしゃるとおり民間依存といひますか、民間の方々の自主的な発意、それを受けまして市町村長がオーソライズする。それによつて、その土地をあとで譲り受けた者に対しても拘束力を生ずるという制度でありまして、類似の制度としては御指摘のとおり建築協定があるわけでございます。私ども、建築協定の内容に比べれば、この緑化協定で考える内容というものは、建築率等の関係で当然非建築地となるような場所の位置をそろえまして、そこを緑化の対象の場所にするとか、その他適切な樹種を選んで木を植へ、育て、あるいは枯損の防止につとめるというふうなことでありますので、さほど経費はかからずにその地区内の居住者御自身にとつても非常にいい環境が、全体の意思として統一されて実現せられるという魅力があるのではないかと。なお、建築協定は

条例をさらに定めることを必要としておりますが、この緑化協定につきましては法律の規定によつて直接全国の各市町村に適用されますので、その意味でも、地方公共団体当局の熱意と努力、PRあるいは技術指導等の実をもつて当たられば、相当程度の希望が出てくるのではないかと思います。

なお、本法案ではさらに、既成市街地で全員合意方式の緑化協定のほかに、宅地開発事業主体がまだ分譲を始めない段階で、一人の意思で市町村長の承認を得て分譲を受けた者に対して拘束力を持つ緑化協定を用意いたしておりますので、この両々相まちまして、緑化協定はかなりやりやすいようによつては進むのではないかと考えております。

○渡辺(武)委員 私最初から基本認識をお伺いしておるのは、総面積的に見ればたいへん緑は多いのだ。にもかかわらずこういう問題が起つておるといふのは何故原因であるのだろうかということを考えていくと、政治上の原因が非常に多い。そうなりますと、従来のような発想ではなかなかむずかしいわけです。従来の発想の延長では、いまこの矛盾が生じた市街化をどうして緑化していくかということとは非常にむずかしいです。だからそういう意味ではもつと発想の転換が必要ではないだろうか。街路に樹木を植えることもけっこうでございます。けつこうでございますが、もつと根本的な発想の転換をやらないと非常に至難な問題がたくさんあるのではないだろうか。本来ならば、いままでの既成の法律でいろいろやらせていけばいいのだという考え方が根底にあり、それらを手直ししていけば事足りるということであるならば、いままでもいろいろな法律があつたわけですね。緑化に関する法律というのはたくさんある法律があるんですよ。にもかかわらず、こういうような状況がどんどん進行してしまつておる。そういう中であらためてこの都市緑化保全法案というものが提出をされておるわけです。確かに、先ほども討論されておりましたように、ないよりはあつたほうがいいでございますけれども、

でも、私はもつともつと抜本的な問題を考えたいかなければいかぬ。もつと国が積極的にならなければいかぬ。既成市街地の中で緑化を考えている。何であらうかと見ていけば、いまも討論をしておりますように、民間依存の緑化協定だけ。そして何とか都市公園とも相まって、こうおっしゃつておりますが、都市公園そのものも、確かに都市公園法の施行令に住民一人当たりの基準面積というのが出ておられますけれども、既成市街地でこの施行令の中で定められておる基準面積を有しておる都市公園はいまだにない。欧米に比べますれば、もう十分の一、二十分の一というふうな狭い申しわけ程度の公園、こういうものしか実はできていないんですよ。そういう面から見ますと、せっかくこの都市公園の基準面積が設けられておるにもかかわらず、ほとんどがそれに達していない。もう半分もないというところが非常に多い。そういう手ぬるい行政が行なわれてきておる。その集約が、いまのような、国民に対してたいへん緑が欠乏しておるという観念を抱かせてしまった、こういうことですからたいへん問題があるのではないだろうか。もつともつと強力な緑化法案、もつと緑化を推進する法案というくらいに進めていかないと、緑地を保全するという法案だけでは問題が将来残っていくのではないだろうか。開発と比較して、まだ開発のほうが早く進んでいってしまうのではないかと、おそれます。実は生じてしまつたのです。従来の経過からかんがみて、そういう意味で、たいへん失礼だとは存じましたけれども基本認識からお尋ねをしていったわけでございますが、二、三お尋ねしている中にも、私はそういうような基本認識がまだまだ転換をされてないのではないかと、いふ実は疑念を持たざるを得ないわけでございます。

時間もおございませんから基本認識だけを実はお尋ねをしたわけでございます。あと二、三、法律の疑問点についてのみお尋ねをしたいと思ひます。この緑化地区に指定されますといふいろいろな制約

が加えられますので、たとえば自己の土地に家屋が建てられない、そういう場合に買い上げの申し込みができることになっておる。それを地方自治団体なり国家なりが買い上げる場合に、いわゆる「時価」によつて買い上げるのだ、こういう字句が法律の中にございますけれども、その時価によつて買い上げるといふことはどういうことでございましょうか。私がお尋ねをしたいのは、建設省が主体になって、全国の市街化の中では、ことしも発表になりましたけれども、土地の公示価格というものがあつたわけでございます。建設省みずから発表なさつておる土地の公示価格をなぜ採用なさらないのか、なぜあえてここに「時価」ということばを用いられたのか、こういう疑念があるわけでございます。

○吉田(泰)政府委員 地価公示法の適用を受けますのは、森林と採草放牧地としての取引価格でございます。森林と、そういう場合は公示価格の対象外としております。一方、この緑化保全地区に指定されます地区は大部分が森林なり採草放牧地なりである。もちろん宅地も多少入らぬわけでもないでしようけれども、一般的にいへばそういう地価公示法による公示価格の適用を受けないような地目としての取引ということが多いのではないかと、いふことで「時価」と書いた次第でございます。

○渡辺(武)委員 どうも理解しかねる答弁でございます。一部にでもあれば、少なくとも建設省みずから告示をされておる公示価格というものを建設省みずから空文化するような方向で別の法律ができていくということ自身、私は実は問題があると思つておる。せっかく土地を売買するときの適正な基準を示すためにこういう価格を設けるのです。こういうふうにしてその法律のときには説明をしておきながら、たとえ一部であるにせよ、他の法律によつて売買をするときには時価によつて売買をする、買い取りをするのです。こういうような、建設省みずから買い上げ公示価格をあつてなきがごとくに取引扱ふこと自身に問題がある

のではないだろうか。当然、宅地の一部にもそういうものがあるとするならば、それはやはり建設省みずから告示していらつしやる公示価格によつて買い入れるのだという基本方針がなければ、一体何のために公示価格を設けたのかわけがわからぬ。その法案を討議するときによつて、そのときそのときによつて実際に答弁が変わつてくるのです。全然皆無ならば別ですよ。一切そういうのはありません。この都市緑化地区は市街化形成区域の外にあって、いわば公示価格が定められておるようなところは全然ないのだ、こうおっしゃるなら別ですけれども、そうではなくて、たとえ一部にでもあつたならば当然それを守るべきではないだろうか、私はこう考えるのです。いかがですか。

○吉田(泰)政府委員 緑地保全地区の対象に、おっしゃるとおり多少は地目が宅地というものも入ると思ひます。そういう意味ではおっしゃることもよくわかるのでございますが、私ども、その例が少ないことと、たまたまその近傍類地に地価公示がなされておれば、宅地の場合には「時価」という表現の中に公示価格ということも当然含まれる。つまり公示価格は毎年一回調査した時価でございますから、一致するものと考えております。

○渡辺(武)委員 公示価格が設定をされておるところには公示価格を適用するのだ、こういう理解でよろしいわけでございます。○吉田(泰)政府委員 宅地としての取引の場合と、いうことで、森林なり採草放牧地としての取引ではその公示価格を適用除外になっておりますので、宅地の場合というふうにお答え申し上げます。

○渡辺(武)委員 わかりにくく答えないうで、保全地区として指定をされた地区、その中には宅地地区もあるでしようし、いろいろな問題があるでございましょう。しかし実際に買い上げるのは、公示された価格がすでにきまつておる地域で保全地区に指定をされ、それをたまたま買い上げるといふようなときにはその公示価格で買い入れます

よ、こういうことではないのですかということを知っているのですよ。

○吉田(憲)政府委員 宅地の場合にはおっしゃるとおりその価格で買うということでございます。

○渡辺(武)委員 買入れる場合に、その費用の一部を国が補償するという事になっていて、この規定でございまして、これはほかの同僚委員も質問したかと思いますが、積極的に緑化を推進していくこととするならば、このように問題は大きく考えなければいかぬ。そうなりますと、いま非常に緑が少くないという問題があるわけですから、緑を多くしていくこととする地方自治団体が善政をしこうとすればするほど、自分の財政が圧迫されるという結果になるわけでございます。したがって、この三分の一という費用ではなくて、本来ならば全額国が支出してやるのだ、国民の健康と命を守る大切な基本になる政策でございますから、全額国が出してやるのだというくらい、の気持ちがあれば本来的に緑化運動なんか進みませんよ。地方自治団体はやりたいたいと思っても財政が破綻してしまいうからできません、こういうことになってしまいうからでございます。その辺、大臣は今後どうしていかれるのか。この三分の一でけつこうだと思っておられるのか。これは私はたいへん不足だと思っております。

○吉田(憲)政府委員 既存の、歴史的風土の特別保全地区とか、首都圏、近畿圏の特別保全地区は国家的な観点から強いということだから高率の補助になっております。それに比べてこの制度は各都市、各地域における緑地の保全ということでございまして、国として緑地は非常に重要なことでございまして、個々の場所につきましては国としての観点というよりもその地域としての観点ということでありまして、そういう意味で同じ補助率というわけにもいかないのじゃないか。一方、都市公園の整備予算におきまして、上物を建設する、植樹とか施設などの建設費は現在補助率二分の一に引き上げられておりますが、用地の取得費が三分の一のことでございまして、公園として積極的に整備する施設に対する用地費三分の一というものの関連を考えると、この緑地保全地区というもののことによって民有地のまま緑地を保全していきたい、しかしながら許可を受けられないということによって買入れの希望が出た場合に買取るという場合のつり合いということがありまして、当面三分の一ということにして充足させていたいただ次第でございます。

○渡辺(武)委員 局長の答弁はけっこうでございますから……。先ほどの基本認識の上に立って私は聞いておるわけです。その延長ですから、そういうことからいって従来の延長ではいけないのだ、こういう前提に立って大臣の決意を聞きたい。

○金丸國務大臣 地方自治団体に経済的な圧迫を与えるということになれば、望むべくして望めないという事になりますから、その問題につきましては十分に考えなければならぬ。三分の一では私は少ないと思えます。少なくとも二分の一とかそれ以上のことを考えなければならぬだろう、こう考えておるわけでございますが、ことはしこしこ、来年はその方向でひとつがんばってみたいと思っております。

○渡辺(武)委員 ひとつ大いに勇気を出して大蔵省との折衝をし、ほんとうは全額を国が見てやるのだというくらい、の決意で緑化を強力に推進されることを要望いたします。質問を終わります。

○服部委員長 午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時三十分開議

○服部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。森井忠良君。

○森井委員 都市におきまして緑地を保全する法律というものはいろいろ重複をしております、一般の国民から見ますと非常にわかりにくい仕組み

になっておると思うわけです。たとえば都市計画の風致地区、これに対して今度緑地保全地区というふうなものが入ってくるわけでありまして、そのほか、ほかの法律によりまして緑地等を保全する中身がいろいろあるわけでありまして、私はやはり都市におきまして緑地の保全の最たるものは都市公園であるという理解をしておるわけでありまして、本来であります都市公園を順次充実をいたしまして、言うなれば今回の緑地保全法等は影をひそめるべきであるという基本的な考え方に立つわけでありまして、その意味で、本案を審議いたします場合に、何といひましても都市公園等整備五カ年計画の進捗状況をいさしにするわけにいかないと思ひますし、これが諸外国並みに都市公園が広がっていくということになりますと、本法案の緑地保全地区というものが順次影をひそめていくような趨勢になるのではないかと、こういうふうに理解をするわけでありまして、一応この前、都市公園等整備五カ年計画の進捗状況についてはお伺いをしたわけでありますが、これは最終的に五年後予定どおりで上がるのかどうか、まずこの辺の見通しについて再度明確にさせていただきたいと思ひます。

○吉田(憲)政府委員 昨年度から発足しました公園五カ年計画、まだこの予算を入れました二年目でございますが、初年度の昨年及び二年度のこのことと相当大幅に予算を伸ばしておりますので、平均伸び率は相当高い五カ年計画でございますが、ぜひとも達成したいと考えております。

○森井委員 基本的な点についてまず聞いておく必要があったと思ひます。私は冒頭申し上げましたように、本来、都市の緑地保全という観点から見れば都市公園を最大限に拡充強化をしていくべきである。この点についてお考えはどうですか。

○吉田(憲)政府委員 何と申しましても、都市公園として公的機関が土地を取得した上で、所要の植樹あるいは各種施設を整えまして、広く国民、市民の利用に供するという積極的な施策であるとこの都市公園の整備というものが中心であろうか

と思ひます。ただ、それだけではやはり人口に対する所要の緑地の保全というところに不十分な面が出てきますので、いわば緑の総量をふやすということと、あえて買って取って施設を整備してまでもやらないで、緑地として保存されているということに意味のある、そういう地域もあるはずでございますので、そういうものをこの法案ではとらえまして、原則として民地のままで、行為の規制を加えることにより存在緑地としての性格、機能を期待したわけでございます。おっしゃるとおり、最も重要なのは都市公園としての整備でございます。

○森井委員 私はなるべく議論の重複を避けたいと思ひますが、建設省で出しておられます四十七年版の「国土建設の現況」を見ますと、七五ベージの「都市公園の整備」には「昭和三十年以降の経済の高度成長による産業基盤施設の整備が急速に進んだのに比し、生活基盤施設等の整備の立ち遅れ等社会資本の相対的不足が表面化し、都市環境の悪化、とくに公園、緑地等オープンスペースの欠乏は都市の構造的問題として都市住民に深刻な影響を与えている。」これは建設省が outputs になったものでありますが、当然そういった深刻な度合い、しかも、いま読み上げましたように昭和三十年代以降いわゆる産業基盤の整備が着々と進んだけれども、それに伴ってたとえば過密というようなことが都市では深刻な問題になってきておる。それに対してやはり打つ手を打たなかつた。その結果が、気がついてみましたらこれだけ深刻に都市では緑が不足をしておる、あるいは公園が不足をしておる。このことが明らかに、最も近くでは去年の都市計画中央審議会等より早くこの問題がクローズアップされて今回の法案になった、こういう理解を私はしておるわけですね。これはおそろしく建設省としてもこの理解のしかたですとやはり私は、まず第一にこの都市公園の整備というものを考えるべきである、都市公園の整備を徹底的に最大限の努力をしてやる。しかし社

会的な条件その他でできないものについては、やむを得ずこういった緑地保全地区等、民間の所有地を主として利用して緑地等を保全する、こういう順序でなければならぬと思うわけです。

そこで、そういう形でいきますと、やはりいまの都市公園の整備の状況について私はこの際考えたい点があるわけですね。五カ年計画を見ますと、最終的に四万二千ヘクタール、これは一人当たり四・二平米になるというふうに書いてあるわけです。その間若干それぞれの地方公共団体等については補助率をアップしてこれを促進する、こういうふうな形になっておりますが、それにいたしましたも五カ年計画が完了いたしましたときには四・二平米。けさほど建設省のお考えを聞きますと、これはもともと、まあ外国都市並みとまでいかないにしても、かなり都市公園をふやしていきたい、こういうお考えのように聞かれています。また田中総理の日本列島改造論を見ますと、都市公園につきましても一応一人当たり六平米という、これは建設省が言ったと書いてあるわけですが、けさほどの議論を聞いておりますと建設省としてはもう少し数字を多く見ていられようかと思えるわけでありまして、一体、この日本における現状からして、都市公園については最終的に一人当たり何平米ぐらいを建設省として考えておられるのか、お伺いしたいと思うのです。

○吉田(泰)政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和六十年までの建設省の長期構想といたしましては、都市公園を一人当たり九平方メートル確保したいということで、その長期構想に即して各五カ年計画を今後積み上げていくと考えております。現在の都市公園法の施行令では一応都市公園の基準として一人当たり六平方メートルという数字がありますが、まだそれにも及ばない段階でございますけれども、いまから十二年後ぐらいの昭和六十年というものを見通したときには、それを突破して九平方メートルにしたいという建設省の構想でございます。

○森井委員 九平米といいますが、この都市公園等整備五カ年計画が完了いたしますときのとりあえずの数字よりも倍以上になるわけですね。そうしますと、いまの答弁は確認をしておきたいと思うわけですが、昭和六十年に一人当たり九平米ですから、これはもうちょっと正確にいいますと、全国の都市計画区域に占める一人当たりの比率というふうな理解をしておきたいですね。

○吉田(泰)政府委員 そのとおりでございます。

○森井委員 そうしますと、都市計画区域の中で、大体市街化区域と市街化調整区域に大ざっぱに分けられると思うわけですが、一体それだけの土地を確保しようとするときに、今回の緑地保全地区もしくは緑化協定の地区との関連が私は出てくるような気がしてなりません。つまり、いまおそれる都市公園はそれぞれ各都市において目一ぱいとれるところはとっておくような感じを受けるわけでありまして、しかし、いま都市局長が言われましたように、都市公園を広げていく、つまり文字どおり国や地方公共団体の力で公共の都市公園をこれから広げていくわけでありまして、そうしますと、今回提案されております緑地保全地区もしくは緑化協定の地区あたりをこれから逆に狭めていく都市公園を広げていく、こういうふうな理解をしておいていいですか。

○吉田(泰)政府委員 都市公園は、公園がそこに存在するというよりも、やはりその中に入っている、公衆に開放されて利用に供する、一般人の方々の利用の場ということに主眼があるのに対しまして、緑地保全地区は、その中に入っていくというよりも、緑というものを保全する、確保しておくというところに主眼があるわけでございます。そういうわけで、必ずしも緑地保全地区の適地と都市公園の適地が一致するとも限りませんが、もちろん良好な自然環境のところにも多少の人工を加えて、利用もできるような公園にするほうがいい場合も多いわけでございますので、そういう場合には緑地保全地区の中から都市公園の適地を生み出していくということも大いにあることだと思いま

す。しかし基本的には、都市公園は都市公園として整備し、緑地保全としての存在緑地は一応別個に考えていく。両方あわせて、利用、存在、両面から緑の恩恵が市民に行き渡るようにしていきたいと考えております。

○森井委員 都市局長、東京、大阪といった大都市はもちろんですが、地方の中核都市あたりをとって見ても、いまあなたが言われるように、緑地保全地区、この法案が通ればそういうことになるわけですが、それを度外視して都市公園を本気で広げていく、先ほどの話では昭和六十年に九平米まで持っていく、ということになりますと、一体どこに土地があるのだろうかというところなんです。やはり常識的に考えられることは、これは前回の委員会でも、けさほども出されましたけれども、全国の都市計画区域の二%を大体緑地保全地区にしたいということなんです。この根拠についても明確には承っておりませんが、ともかくその数字をそのまま信用するとしても、これはちょうど風致地区と同じくらいに広さになっているんですね。風致地区はたしか十四万ヘクタールぐらいでしょう。ほぼ同じくらいなんです。だから、ねえるところはやはりねらっていくとすれば、これから都市公園を広げていくとすればこの法案に見られる緑地保全地区を必ず食わなければならない。なぜ私がこのことをしつこく聞かかといふと、やはり基本的に都市公園でほんとうは緑を保存していくべきである。これはおそれる外国にも例がないのではないかと申すのですが、こういうふうな私権を制限して、そして緑を保存していくという制度、これは言うなれば市民が自前で、あるいは国民が自前で緑を残せということなんで、役所の行政的なあり方としては私はやはり基本的に疑問を持たざるを得ないわけです。そうしますと、おそれるこの緑地保全地区がかりに次から次へと指定をされていくとしたら、当然買い取り請求の問題が出てくるだろう。買い取りの姿勢とも当然関連を持たせなければならぬ。そうしますと私はやはり思い

切って買い取りの姿勢を出すべきである。その基本的な裏づけはやはり、くどいようでありませけれども、都市公園でほんとうは緑を補っていくべきであるという基本的な考え方に私は起因をしておるわけでありまして、ですから、そういう意味からするとやはり私は、緑地保全地区というものと都市公園との関係からいえば、あるいは風致地区もそうすけれども、もう都会では残された緑の場所としての役割は果たしてあるような気がするのです。それをいまはこの緑地保全法でとりあえず緑を残していくとしても、少なくとも、いまあなたは昭和六十年のことを言われましたけれども、七十年、八十年と続く間には、やはり都市公園を外国並みに近づけていくその努力をせよとわなければならぬ。けれども、それにはやはり緑地保全地区を確保することによって、あるいは部分的でもどんどん買い取る姿勢を持つことによって初めてそれが実現するということに私は私としては考えられるわけです。再度その点について明確にしたいと思ふのです。

○吉田(泰)政府委員 おっしゃいますとおり、都市公園として積極的に土地も確保し、施設も整備し、植林もし、一般の公開の場として利用してもらうことが最も基本的な、また効果のある緑化対策であると思ふ。各都市の実情によりまして、都市公園用地を予定どおりと一つ、そのほかにも緑地保全地区を相当とれるという場所もありまして、なかなかそうもいかない、適地も限られていくというふうな場合もあるかと思ふ。全国的に見てのお話を申し上げたわけでありまして、個々の都市につきましても、その都市にふさわしい緑のマスタープランというものをつくっていただくと、これは緑地保全地区として存在効果を考える、これは積極的に都市公園として整備する、これは風致地区としてある程度の市街化を認めつつ最小限の抑制をしていくというふうなことに区分けいたしましたように思ふ。その際に、場所によりましては、緑地保全地区を一そう積極的に都市公園に取り込んで切りか

えていくということも大いに考えなければならな
いと思っております。

○森井委員 建設大臣にお伺いをしたいのです
が、都市公園等整備五カ年計画、これはあくまで
五カ年です。都市局長の答弁によりますと、
昭和六十一年までに一人当たり九平米、ですから五
カ年計画完了時よりもさらに倍の都市公園を拡充
をしたいという答弁があったわけですが、
ただそれだけではどうも具体性がないように思
いますので、いま立てていらっしゃる五カ年計
画が終了した時点には、さらに九平米に向かっ
てまた五カ年計画等をお立てになる必要があると
思うわけですが、この点、大臣から御答弁
をいただきたいと思っております。

○金丸国務大臣 どちらにいたしまして、この
緑の問題については人間と切り離して考えること
のできない問題でありますから、五カ年計画が終
わったからといってそれで終わりということでは
なく、なお継続して鋭意この問題には全精力をつ
ぎ込んでやるべきだ、こう考えます。

○森井委員 この問題であまり時間をとってもい
かぬので、次の質問に入りたいと思っております。

そこで、この法案で大別いたしましたとして、都市公
園は別にいたしまして、二つの形で緑を保全して
いくということになっておられるわけですね。一つは
緑地保全地区、もう一つは緑化協定、こういうよ
うな形になっておられるわけですね。いままでし
ばしば都市局長が御答弁になりました、いわゆる
都市計画区域の二〇程度を緑地保全地区として確
保したい、こういうことではあります、具体的な
問題について若干私ども危惧の念を持つわけで
第一は、これはあなたとしては、いままで寄
り調査をした結果でしようという目分
量であったわけですね。しかしこの委員会ではし
ば二〇、十四万余ヘクタール、こういうたもの
が出されてきておられるわけですが、緑地保全
地区というのは、指定をするのは当然都道府県知
事がかかるわけであり、都市計画ですから国が
じかにやりにならない。もちろん建設大臣の認

可は要りますけれども、あくまでも緑地保全地区
に指定するのは都道府県知事であるという観点
からすれば、いままで答弁のありました二〇の緑
地保全地区の確保ということ、言うなれば都道
府県知事の姿勢にかかっていると思うわけです。
たとえば開発の非常に激しい県は二〇なんかで
ないというところが出てまいりましようし、また
知事によっては積極的にもっと確保されるところ
もありましよう。全国的な平準化の問題で心配を
するわけであり、したがって都道府県まちま
ちになる可能性もありますけれども、この点の指
導方針はどうですか。

○吉田(泰)政府委員 この緑地保全地区の指定を
しますのはおっしゃるとおり知事でございます。

そういうわけで、知事と申します、各府県の段
階での判断及びその決定のための準備というよう
なものが、この法案ができましたときの、実際に
緑地保全地区がどの程度どういう段取りで進めら
れていくかというこの死命を制するわけであり
ます。私どもはこの法案を提出するにあたりまし
て、各府県での事務段階での判断、そのもとにな
ります各府県所在地におけるそれをモデルと見ま
して、この法案の要件に該当するところと
どこのくらにあるかというような意味合いをこく大
ざっぱに調べた結果が、各都市によりまして違
いますが、一〇から五〇程度の分布を示し、平均す
れば二・四〇くらいになっておったところ
から、いまの段階で二〇くらいを期待したい、こ
う申し上げたわけでございます。実際にどれだけ
指定されるかは、確かに知事さんをはじめ県当局の
判断によるわけでございます。指定は知事とい
うなものも十分に加味されることと思っております。各
府県あまりばらばらでも好ましくないとは思いま
すが、しかしながら、その地域その地域における
緑の必要量、それからその緑をどういう手法に
よって確保するかというこの判断につきまして
は、あまり画一的に規制するものどうか。さりと
て市町村単位というのも実態を考えますと狭過ぎ

る、その境界にわたることも多いだろう、こうい
うことでありまして、府県単位に指定されるのが
一番適当ではないかということで知事指定にした
わけでございます。今後の推移を見まして、あま
り極端なことにならないように十分連絡をとりつ
つ実施に移したいと考えております。

○森井委員 そのところが大事な点ですね。第
三条では「公害又は災害の防止等のため必要な
断地帯」というふうなことがありますが、全国各
地で、緑を守るよりも公害防止という観点のほう
が強くなりますけれども、そうすると国としては
どうしてもここはやってももらいたいという個所が
出てくると思うのです。ところが緑地保全地区の
指定については一切がさいを都道府県知事にま
かすというわけで、これは政令事項になっていな
いわけですね、この法案を見ますと、もちろん類
型はありますけれども、どこをどうしてと強制す
るものでない。これは指定することができるとい
う仕組みになっておられるわけですね。いま申しま
した公害であるとか防災上の問題等は、国が積極
的に押しつける姿勢があってもいいくらいに思
うわけですね。この法案を流れておられるのは、も
とが、先ほど言いました国民自前で緑を保全しろと
いうような観点があるものでそれから受け取
るであらうと思いますが、とにかく、やろうと思
えば都道府県知事が指定をしない、逆に言えば
ななくてもいいですよ、そういうふうな受け取れ
てならないわけです。そうしますと、いまのあな
たの説明だけでは、都道府県まちまち、やり方に
よってはアンバランスが出てくるという点を心配
するわけですが、特にこまかく一つの類型
等をきめて都道府県を指導される御意思はないの
かどうか、お伺いしたい。

○吉田(泰)政府委員 この法案の要件をもう少し
かみ砕いて説明する必要がありますが、
基本的には、やはり各都市の実情に応じて、
その必要量あるいは必要な場所が変わってきます
と一つ一つの緑地保全地区の規模なども違いま
すので、そういう意味でなかなか一律にはいきか

いのじゃないか、こういうことでございます。こ
れが首都圏、近畿圏の近郊緑地保全区域であると
か歴史的風土の特別保全地区のような、まさに
ばり国家的、あるいは果をこえた広域的な見地か
らもぜひともやってもらわなければならぬとい
うようなものは、上位計画におきまして国が策定
する。それに即しまして知事が個々には都市計画
決定するというシステムをとっておりますが、本
法ではそういうことなしにいきなり都市計画決定
するということになっておられて、そういう点
では、都市公園の都市計画決定であつてもやはり
知事が決定していくわけですから、都市計画の仕
組みとしては、知事とか市町村という段階で、地
域の段階で発意してもらい、それが国の関心事で
あるものは国の承認にかけるというふうな一貫し
た制度をとっておりますし、この制度もそれで
ちやうどふさわしいのじゃないかと考えておりま
す。

○森井委員 次の問題として、もう少し緑地保全
地区についてお伺いしたいわけですが、この法案
が出まして、私自身も身のまわりをずっと考
えてみまして、先ほども申し上げましたように、一
緑地保全地区に指定されるようなところは、この都
市ではどこだろうかと具体的にやってみると、い
わゆる完全な市街化を構成しておられるところ
ではなかなかそうはいかない。むしろ市街化調整
区域を含めて広く物色しなければならぬというこ
とにどうしてもぶつかるわけです。そうしますと、
そこをぶち当たるのはやはり民間デベロッパー等
のいわゆる土地投機等にむしばまれておる土地が
ずいぶん多いということですね。特に市街地もしく
はその周辺では、いま緑として残っているところ
はたいがい買ひ占められておる。特に日本列島改
造論が打ち上げられて以来、私が申し上げるま
でもなく土地投機の現況からして、緑地保全地区に
したいようなところはそういった企業の土地の買
い占め等がかなり見受けられると私は思うわけ
であります。そういったしますと、今回この緑地保全
地区に指定をされる、本来の利用価値がなくなっ

たから買つてくれというケースがあちこちから出てくる場合が考えられると思うわけです。これは逆にいえば、法律のほうがあちこちからきたわけでありますから買い占めを先に許しておいたわけでありますけれども、一体こういう場合、建設大臣いかがでしょうか、現実には買い占められておる場合、しかもこの法案では買い取り請求権というものを認めておるわけでありますが、こういったデベロッパーの土地の買い取り請求等についても応じられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○金丸国務大臣 環境の良好な状態のものがあるならば、私は、デベロッパーであるとかないとかということは別問題として、地域に指定することはあつてしかるべきだ、こう考えます。

○森井委員 そこで具体的に、買い取りは時価であるという。そして、値段が折り合わなければそれ相当の手段がここに書いてあるわけでありますが、こういった問題、デベロッパー等が買い占めた土地を逆に買い取り請求を受けた場合に、売買のテクニックその他いろいろあるわけですが、いわゆる公示地価をもとにして——先般通過をいたしましたけれども、あれが法律としてでき上がった場合には、やはりできるだけ公示地価に近い価格で買い取るというふうに認識をしいいものなのかどうか、その点いかがでしょうか。

○吉田(泰)政府委員 先ほどお答えいたしました、宅地であれば、地価公示がなされておればその価格というようになりますが、宅地以外の森林であるとか採草放牧地である場合には、そういった地目の取引価格は公示価格の適用がありませんので、そういう場合には、この価格とは別個に、そういう地目としての適正な取引価格を鑑定して買い取る、こういうことになります。

○森井委員 次に、緑地保全地区に指定する場合に住民の声をどういう形で聞くかという問題がやはり残つてくると思うのです。都市計画の区域決定でありますからそれ相当の手段があるわけでありますが、もとはといえば該当する緑地を民間の力によって保存をしていきたいということにな

るわけですから、それなりに、こういったふうには私権を制限されるという形になると逆に、住民の側からいえばじっくりわれわれの声を吸い上げてもらいたいという要求が出てくると思うのです。その場合に、都道府県知事は当然市町村長の意見を聞くという形にはなりますけれども、該当する住民の声をどういうふうな形で吸い上げていくのか。つまり土地所有者の声を吸い上げる場所はどこなのか。この点をはつきりさしてもらいたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 この緑地保全地区の指定は都市計画として決定するわけでございますので、指定しようと思つた場合には、知事はその案を公告し、縦覧に供します。それを見まして関係者の方は意見があれば意見を提出する。その意見は都市計画審議会での可否を論ぜられる場合にも審議され、その結果として意見が取り入れられるものは取り入れられ、取り入れられないものはやむを得ませんが、そういう形で審議会の議を経て決定されるというわけでございます。まあ、この地域につきましては特に私権の制限も強いわけでございますから、そういう法定の手続以外にも、できるだけより親切的な説明会等を事前にやることも望ましいと考えております。

○森井委員 これは要望でありますけれども、いわゆる市街化区域、市街化調整区域の線引きの問題一つをとってみても、形の上では住民の声を十分聞くということになっておりますが、全国各地でせいぜい申しわけに公聴会等を開いているにすぎないわけですね。そういうことがありますので、今回の緑地保全地区の指定にあつては住民の声を積極的に聞くように、その機会を持たれるように国としても強い指導をしていただきたい。このことは強く要望しておきます。

次に、緑地保全地区内の制限行為でございますが、第五条に四つ五つ例示が載つておるわけですが、「建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築」以下ずっと載つておりますね。私が足りないと思うのは、こういった緑地保全地区内の土

地を売買する場合に、許可その他一切要らないような形になつてゐるわけですね。ほんとうは、そういった緑地保全地区内の土地を売買するといふような場合には、当然利用上の制限等が出てくるわけでありまして、本来それぞれ許可が必要なのではないか、むしろそうすべきじゃなかったかと考えるわけでありますが、この点については、いかがですか。

○吉田(泰)政府委員 緑地保全地区は緑地をほぼ現状に近く保全しようということでございます。したがって開発行為、樹木の伐採等がかなりきびしく制約されるわけでありまして、そういう行為の規制さえあれば足りるのではないかと。もし売買がなされなくても、その買った者も同じ規制に服するわけでありまして、所有者がかわるといふこと自体は緑地保全の趣旨に別段反しない、こう考えまして、売買までは規制することを考えなかつた次第でございます。

○森井委員 わかりませんが、それだけでは、現実の問題としては、不動産の売買はそれぞれの登記簿に基づいてまず確認をするわけですね。あるいは民法上の明認方法という方法があります。地区にはそれぞれ表示されるわけでありまして、むしろこれは一種の民法上の明認方法に近い土地の確認のしかたになると思うのです。その点は私も認めるわけでありまして、せっかく指定をしても、肝心の役所の側で所有者が常に把握できておるといふ状態でない、いろいろな意味で不便が出てくるだろう。少なくとも所有者等がかわればそれが届け出られるくらいに、許可制でなくとも、せめて届け出くらいには何らかの形で規制をしていくべきである。こういうふうに私も前から強く感じておつたわけでありまして、このままでは、なるほど緑地保全地区というものはあつても所有者が次から次へとかわり得る、それを役所がチェックできないということについては、私はやはり問題があるように思うわけです。この点、いまの御説明ではどうも納得がいかないわけですね。もう一回御説明願ひたいと思うので

す。

○吉田(泰)政府委員 所有者の変更というものは登記簿等で大体現実には即してわかると思うのですが、まあ許可制はともかく、少なくとも届け出制を考えたかどうかという御指摘でございます。いまのところ、行為自体を規制して、とにかく緑地として保全できる体制、制度をつくるということだけから見れば、所有者の移転を届け出制までかけて一々追いかけるということには必ずしも必要でないと思つておりましたが、なおよく今後検討させていただきます。

○森井委員 ちょっとあとの歯切れが悪かつたですね。どういふことですか、もう一回。あとよくどうするのですか。つまり、実際には土地の利用に制限があるところをほんとうは買うはずがないように思ふけれども、現実には先ほど言いましたとおり登記簿には何も載つていないわけですね。やはり同じ地区で売買が行なわれるであろう、このことを非常に憂慮するわけですね。目的は、本気で都市の緑地を残そうということなんでしょう。私は何らかの形で役所でチェックできるようにすべきだと思う。ほんとうは土地の形態を変える。緑地は変わりなくとも、売買というものが緑地を残すか残さないかといふことで一番重要なポイントになつてくるような気がするのです。いまあなたの御答弁によりまして、今後どうなるわけですか。もう一回よく検討されるわけですか。そのところだけでも一回お聞かせ願ひたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 いまのところ、届け出制までかけて、その所有権の移転をその場で確認していくというまでの必要はないのではないかとと思ひますが、御指摘でございますので、今後その必要性の有無を私どもとしてもなおよく検討させていただきます。こういうことでございます。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕
○森井委員 次に、やはりひつかかるのは補助率の問題です。例の首都圏近郊緑地保全法との関係あるいは古都保存法との関係からいけば、三分の二以

上の補助を出していらつしやる。それで今回の緑地保全地区の買取りその他は三分の一という問題です。これはやはりひつかからざるを得ないので、差をつけた理由、これはもうちょっと明確にしたいわけですが、片や首都圏整備の問題は国の守備範囲である、守備範囲の問題だといふふうに私は確かに理解をしたわけでは、ところが基本的に、冒頭念を押しましたように、緑地保全法をつくらなければいけないよつての理由というものは、やはり大きな意味でいままでの政府、自民党がとられた政策の修正であるという点からすれば、大臣も先ほどなたかへの御答弁で、反省すべき点は反省しというふうな答弁があったわけでありましたが、補助率三分の一というのはいま申し上げました安上がりな緑の保存法なので、もとより民間の土地に依存して緑地保全地区という網をかぶせて、それで緑の保護をしていくという考え方なので、それから自分で体がもう安く上がつておるわけですね。しかし、先ほど言いましたとおり、積極的にこれは買ひ上げて、将来はこれを都市公園にしていくべきであるという考え方からすれば、私は補助はもっと上げてほしいのではないかと。どうもこのままですと、われわれがあたかも三分の一を認めたような感じになってくるものから、これはほんとうに近く近い将来にやはりこの首都圏近郊の緑地保全地区等と同じくらいな補助率にすべきである、こういうふう

に思いますが、その点はいかがですか。
それからもう一つ、維持管理の費用についてはこれは全く補助の対象にはなっていないわけですね。これも都道府県でかつてにやりなさいという形になっておるわけですね。これも片手落ちだし、積極的に国はこれにも補助をつけていくべきだと思ふのです。この点、むしろ大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。
○金丸国務大臣 緑を残すということ、民族的、国家的使命だと私は思ひます。そういう意味で、先ほど来もお話しありましたように、助成の額としましてはまことに僅少だという感じもいたしま

す。来年度の予算につきましてはこれを上回る予算をとりたい、ぜひこういうことを私のほうからお願ひするということで、筋はおかしいのですけれども、附帯決議にひとつ盛り込んでいただいて、われわれ運動しいいように激励をやっていただければなれないと思ひます。
○森井委員 大臣の答弁がありましたので、それでは統一して緑化協定についてお伺ひしたいと思ふのです。

この法案を読んでみまして、一口で申し上げたいと思つたことは、一体できるのだからどうかどうだろうか。たとえば、この緑化協定の成立要件は、これは地主全員の合意なんですね。一人でも反対したらできない、こういう形になっておるわけですね。同じようなことで、たとえば区画整理組合等がやられる場合の土地区画整理等につきましては、これは三分の二なら三分の二、それだけの賛成があれば、あと三分の一の反対があつてもできるという形になっておるわけですね。今回のこれは全員の合意という形なんですね。これはどこにそういうふうな理由を求めておられるのか、まずその辺からお伺ひしたいと思ふのです。

○吉田(泰)政府委員 緑化協定は、確かに公益にもありますけれども、原則として住民の方々御自身の自主的な判断、それがあつた地域において全員とまとめたときにその協定を結んでいただいて、その当代の人はもちろんのこと、その間に売買が行なわれて、権利を新しく取得された方にも拘束力を及ぼすということを考えたわけでございます。今後の実態の推移を見てまいらなければならぬと思ひます。

まず、全員の同意というのには非常に至難のようにも見えますが、しかしそう大きな地域をまとめるというわけでもありません。一街区くらいをまとめた方がいいわけでありまして、そこに緑化という意味合いでみずからの住環境も非常によくなるのですから、そういうものを一人一人ばらばらでなくて、大体意見が合致するということは、いまのように緑の希求、希望というものが高い時代

になつてくればあり得ないことはないのではないかと。もちろん一人や二人反対があつてできないというところは非常に残念でございますが、その一人や二人の反対を押し切つてということになりますと、たとえば区画整理組合の結成とか、そういう程度の非常に高度な公共性というものを持たなければなりません。そういう点も、先の問題として考える必要がある時期がくると思ひますが、現在は何らの制度もございせんので、まず発足する制度としては、自主的な判断、全員の合意というものを基礎に、住民の方から盛り上がったものを市町村長が受けとめるという形で始めることが適當ではないか、こう考える次第でございます。

○森井委員 びしと幾何学的に三人なり五人が同じくらの広さを持つておる地域があるとするれば、それはあなたの言われるとおりになるでしょう。この法案が通れば、極端な言い方で恐縮ですが、ネコの領地の地主が反対しても、あつた大部分ではできないわけでしょう。もっと申し上げますと、これは文字どおり国民の自発的な申し入れに基づいて私法上の契約ができる、こういうことに尽きると思ふわけですが、それを市町村長も手をこまねいて待つておられて、おまえらが緑化協定をつくるなら認可をしてやろう、こういう立場なんですね。これは県知事は直接にはかまわれないわけですね。窓口は市町村長でしょう。しかも市町村長は何もすることなしに、ただ待つておる。民間のほうがかまさればしてやろう。さてまとめたものがどうなるかというところも全くメリットがない。たとえば税金一つとってみまして、緑化協定を結んでくれたら税金でも安くしてやるというふうなことがあるかと思ふと、全くないわけですね。たとえばこの点は、緑地保全地区のほうに買ひ取り請求があれば一千万円の譲渡所得がただになるということがあるわけですね。ところが緑化協定についてはそういう意味では全くメリットがないわけですね。しかも、その土地を持つておる人は文字どおり自分の土地でありますから、緑に不自由はしてはいない。むしろほんとうに

緑がほしいのはその地主以外の不特定多数の国民であり市民であるわけでしょう。そういう意味で、緑化協定というものは、口は悪いございませうが、私は紙にかいたものにしかならないというふうな気がするわけですね。
ですから、少なくとも役所が、この場合ですと市町村長になりまして、いかに、かなり積極的な指導、助言をしていく制度を何らかの形でつくる必要がある。それが一つ。それから二つ目は、やはり緑化協定を締結していただけたら、これは全く公共的に見て緑を残したいというわけでありまして、いままでの議論では税の立場では緑地保全地区に限つておりましたけれども、緑化協定を結んだら固定資産税は減免をするという積極的な姿勢がほしい。この点については、自治省来ておられますか。来ておられるならば自治省のほうから、緑化協定内の地域であつても税の減免をする御意思があるかどうか。これは絶対にされる必要があると思ふのですが、その点についてもお伺ひしたいと思ふのです。

○吉田(泰)政府委員 緑化協定を進めていくにつきましては、この法律上のメリットは、申されまして、市町村などにおきまして、それだけに特に市町村などにおきまして、まず緑の必要性及びその住民自体のメリットになる、効用があるというふうなことの指導とともに、直接的にも樹種の選定であるとか病害虫の駆除であるとか、そういう緑に対する技術指導というものも行ないまして、多少なりともそういう機運を盛り上げつつ、そういう機運が盛り上がった地区については即刻技術者を派遣してまゐつていくというだけの積極的な姿勢が必要だと思ひます。

緑化協定自体について税制その他で優遇措置を講ずるということができれば、こうなんですけれども、なかなか一つの土地の中で区分して減税対象にするということもむずかしいございませうし、区分しないで全地区を減税対象にするということもまた、緑地の比率等の問題もありましてなかなかむずかしいことだと思ひます。

まだあるように私思うわけでありす。法案ができた段階でありますから、運用してみなければわからないという問題も含めまして、これからの本法案の推進につきまして大臣の所信を承って私の質問を終わりたいと思ひます。

○金丸國務大臣 緑化協定の問題につきまして、先生御指摘のように、非常に理想論であつて現実味に乏しいという点があると思ひます。また予算の裏づけもないという点も面もありまして、ただ理想ばかりでものことができないというわけではない。こういうことを考えてみますと、これに相当なものを加えていかなければだめだということとは言をまたない、こう私も思ひますので、今後の処置として、前向きにひとつ予算措置等につきましても考えてまいりたいと思ひますし、また助成の問題等につきましても、先ほどお話し申し上げましたようにまだまだ不十分である。極論からいへば全部国が見てもいいという見方もあるわけではございませんから、できるだけ年度の予算には大幅に助成率をとるように、ぜひまた先生方の御協力を心からお願ひ申し上げる次第であります。

○天野(光)委員長代理 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 まず、局長にお尋ねをしておきますが、この緑地保全法案というものは、自然環境保全法の附則第二条でしたかを中心としておつくりになった法律でございますか。

○吉田(泰)政府委員 そのとおりでございます。

○松浦(利)委員 もうすでに大部分の方がいろいろ質問をなさつておられますので、基本法であります自然環境保全法が親法でありますから、これを中心として生まれた緑地保全法案であるという立場からひとつ基本的なことだけお尋ねをしておきたいと思ひます。

先ほども地図その他もらんに入れたようでありす。私もここに一、二写真を持てきておるわけでありす。この写真を見てわかりますことは——これは名古屋近郊の鳴海、人口二万のところでありますが、当初は非常に緑に囲まれておる状況

であります。ところがそれがたたびデベロップの手で開発に入りますと、ごらんのようにこの緑というものはもう完全に失われてきておるわけでありす。たいへんな乱開発であります。それから古都保存法によつて保護されておるはずの奈良であります。この奈良関係を見てまいりますと、これが従来の緑に囲まれた奈良であります。ところがたゞこれが乱開発されると、当然法律で保護されておるはずの奈良が今日ではこういう、この写真でござんのようにたいへんな乱開発をされておるわけでありす。あるいは緑の地仙台といわれておるのですが、この仙台を例にとりますと、これは元の写真がないのだそうでありす。これを現れておわかりになるように、緑がここに出ておるわけでありす。前は仙台は緑に囲まれておつた。ところが現実には乱開発が進んで緑がずつとこまごま後退をしましておるわけでありす。まさしく緑の破壊が完全に行なわれてしまつておるわけでありす。

そこで基本的な問題として大臣にお尋ねをしたいと思います。これは鳴海の例であります。鳴海はこのように乱開発されましたが、確かにこのあたりに緑が現存しておるわけでありす。ところがこの緑のところはもうすでに開発許可がおりておる。現に造成が進んでおるわけでありす。写真では確かに緑ではありますけれども、民間デベロップによつてもうほとんどこれが造成されつた。造成されつた。だからどうしてもここは緑を置いておかないと、それこそ法律の目的である、あるいは自然環境保全法のいう自然の環境は保たれない。ところがそういうたものに対してはこの法律は何ら作用を起さないのであります。いま必要なことは、現にデベロップの手で開発されかかつておる、もう造成の許可がおりて、その緑にいまやブルドーザーが入らうとしておるのをいかに守らうとするか、これを抜きにしては都市計画区域内の緑地というものは保たれないというものが現状だろうと思ひます。ところがこの法律はそれがありません。こういう点につ

いて大臣はどのようにして規制をするのか。もうしかたがないからそのままブルドーザーの走りっぱなしにまかせたのか。それとも、この法律では規制できないが、この基本法である自然環境保全法という立場からいへば、どうかやつて網をかけた守らうとする意思があるのかどうか。この法案の中から出てきませんので、これは政策的な意味でひとつその点を大臣のほうから、あるいは事務局のほうから、補足的に説明があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 この法案提出がおそきに失したということ御指摘を受けておるわけでございますが、本法案が成立すれば、その後は緑地保全地区に所要の地区を指定することによりは現状を維持できると思ひます。けれども、この法律に開発行為に着手されておる場合につきましては、この法案におきましてもそういう既得権的な既存の行為に対しましては許可制をはずしておりまして、届け出義務しかございせん。届け出を受けまして知事が必要の助言、勧告をするという道は開かれておりますが、助言、勧告でありすから、法律的中止命令といった強力なものではないわけでありす。そういうことで、法的には、すでに着手されておる行為については、はなはだ無力であるという御指摘でございます。法律はそのとおりであるかと思ひますが、極力その住民あるいは開発者の理解と協力のもとに、既着手の行為につきましても、その助言、勧告を通じてある程度是正させるというようなことができればいいかというのを考えております。この法律に限つて既存の系統を握っているものを、具体的に着手の始まつているものまですべて即時許可対象にすることができなかつたわけでございます。今後できるだけ早くそういう指定を進めることにし、今後の事態に対処したいと思ひます。

○松浦(利)委員 いいですか、もう一ぺん、これは奈良の写真で、見て下さい。緑地が現にここに残つておるのです。ところがこの緑地はもうすでに

に造成が始まつておる。ブルドーザーが入つておる。しかしまだ全部には手つかずで、たとえば一〇〇なら一〇〇が許可がおりておつた。七〇は造成してしまつてもう地はだが出ておる。あと三〇緑がある、これをどうするかやつて残そう、これが私は自然環境保全法だと思ひます。自然ですから、自然のものを残さなければだめなんです。これをどうかやつて都市計画に残したい。市町村長さんに残したい。それがなくなつたらたいへんなことになるから残したいと思ひますが、すでに造成に着手しておる。そうすればこの緑ははがれるわけでありす。いま必要なことは、先ほど森井委員からもお話がございまして、現に都市計画の中で造成が進行しつつあるところの緑をどうするかを抜きにしては、私は都市における緑地の保全というものはあり得ないと思ひます。これは私は非常に問題だと思ひます。いまのような形でははがれてしまつたのです。鎌倉でもはがれてしまつたブルドーザーが入つて現にやつておるわけですからね。

そこで、先ほど言ひましたようにこの法律からはそれは防げないわけだから、それであるとするなら大臣のほうで、自発的な好意に待つてではなくて、何らかの形でそういう緑に対して網を掛けて買い上げる、残された部分は造成をやめさせて買い上げる、そういうた方途はある程度考えないと、これはあと追ひであつて、結局法律が施行されたときにはもう緑はない、そういう結果に終わつてしまふ。その点をもう一ぺん、これは政策的でいいですから、大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○金丸國務大臣 この間実は私も奈良へ行つてまいりました。そういうような場所を私も見つけられて、これは何とかしなくちゃならないという感じもいたしました。この法案はいわばしり抜けのところがあるわけでありまして、現実の問題は、許可になつておるものに対しては規制が及ばないという状況であります。しかしこれは何とかしなくちゃならぬ、こういうことで、私も都市局長に十分命令しまして、凍結する方法を考え

てみたい、このように考えております。

○松浦(利)委員 凍結する方法を考えたいということですが、私もこれは凍結する必要があると思うのです。

そこで環境庁にお尋ねをしておきたいのです。

私は環境庁のほうにもすでに質問は通告しておいたわけですが、このように現に自然が破壊されておる。しかも、いま大臣からお話がありましたように、現実には何らかの形で凍結をしない限り緑ははがれてしまう。現に造成中のものは手が出ない、そういう状態があるわけですね。都市部における自然というものはほとんど民間デベロッパーが買占めてしまっていて、現に造成のブルドーザーが入っている。ですから、このブルドーザーが入ったこういふものに対して、自然環境を守るという意味でいま建設大臣は凍結することを考えたいということでありまして、環境庁としては、いま建設大臣が言われたように、この親法である自然環境保全法というものから見て、そういった自然を残すという政策を全面的に打ち出すという御意思があるのかどうか、その点をひとつ伺いをいたしたいと思ひます。

○首尾木政府委員 現行法におきまして法的な手段としてこれを凍結するということは、現在の法律におきまして既着手工事についてはこれを対象とできないということでございますので、現行法としてはこれはできないわけでございます。しかし、ただいま建設大臣からお話ございましたとおり、また御質問の御趣旨のように、現に進行している緑の破壊というものを防止したいという気持ちにおきまして、これは私も当然そのように考えておるところでございます。今後どういう方法をとればいいのかというようにつきましてもは引き続き検討をしてみたい、かように考えております。

○松浦(利)委員 これは建設省からいただいた資料なんです。緑で代表される都市の自然的環境の変化」というこの資料がありますね。私はこの資料はこの法律を審議するために非常に重要な意

味を持つておると思うのです。これは建設省が、一九三二年を「一〇」として、そして「市民が自由に利用できる緑地が存在する地区」とか、あるいは「生産緑地」とか「自然の緑地」とか「水面」とそれに接した水辺の緑地」とか、こういったものを一九三二年を「一〇」とした資料をとっておられるのです。これは一九六九年の資料です。私はやっぱり資料だと思ひます。これを見ますと、乱開発によつてもう完全に緑が失われてしまつておるという統計が東京の場合もここに出ておるのです。この資料がもしあるとすれば、これは各委員の方にも配つてあげていただきたいと思ひます。

ですから、先ほど大臣も言われたように、都市の緑地を守るといふのは、現在開発中のものの必要な緑地をどうやって保存させるかという体制がでない限り、どんどんこのカーブは下がるばかりですね。上がるということはない。そういう意味では、先ほど大臣が言われた凍結をする、そのことを検討を加えるということでありまして、それからぜひ早急に環境庁長官と打ち合わせをしていただきまして、いかにして凍結するのか。この法案が通る通らないは別にして——もちろん私は賛成です、ないよりもあったほうがいいわけですから賛成はしますけれども、しかしそれ以上に重要なことはいま申し上げたことなんです。ぜひ今国会中に結論を出して、どうするかということは今国会に御提示いただきたい。法律でなくてけつこうですから、政策としてどういうふうにする、こういふことについてお約束をさせていただけるかどうか、大臣からもう一べんひとつお聞かせ願ひたい。

○金丸国務大臣 関係各官庁とも十分連絡をとりまして、十分検討をいたしまして、国会中に御返答いたします。

○松浦(利)委員 それでは林野庁のほうにお尋ねをしたいと思うのですが、実はこの計画を見てまいりますと都市計画法によつて線引きをするのです。ところがその中に山が入り込んでおるとき

には無指定になる場合が多いのです。山だから、こんなところはまさか都市計画区域内に入れないまでもだいいじょうぶだろう。だからその山はそのまゝにしておいて、ずっと都市計画法に従つて市街化区域、調整区域に指定する。ところが何のことはない、うしろの山からブルドーザーが登り上がつてしまつて、あつという間にその無指定地域がさつと造成されてしまつて、市街化が無制限に広がつていく。極端な言い方をすると、現在の緑を持つた山、都市近郊の山、これがねらい撃ちされて、実は造成されてしまつておるわけなんです。この無指定地域の緑、これと都市計画区域内の緑といふのは無関係であるようにだけれども、実質的には非常に関係が深いのです。いつの間にか造成されて住宅ができてしまつておるわけですから、そういう意味では、この都市区域に近接する無指定の山林ですね、民有林、国有林を問はず——もちろん国有林といふのはあまりないが、民有林、そういったものに対していかにして緑を保全しようとお考えになっておるのか、その点をひとつ林野庁の立場からお聞かせいただきたい。

○福田政府委員 ちょっと範囲が大きい話になりますけれども、三千七百万ヘクタールの国土のうち約七割の二千五百万ヘクタールが森林になっております。そのうち国有林が八百万ヘクタールで、残りが千七百万ヘクタール、これが民有林でございます。この民有林の千七百万ヘクタールというのが問題でございますが、その中に保安林とかその他のいろいろ法制度で規制されておりますものを除きますと、全然いわけの規制のない白地というのが一千万ヘクタールございます。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕これが都市近郊の森林、その他農地、いろいろ分散しているわけでございます。いままでは森林につきましてもは保安林の制度で、それそれ伐採なり土地をいじめることを規制しておりますけれども、その一千万ヘクタールについて非常に手抜かりがあつたわけでございます。御指摘のように特に都市の近郊が大開発をされているという問題も

ございますので、今回森林法を改正いたしまして、こういう地帯に対しましては許可制を導入するということにしたのでございます。許可制をする場合の判断の基準につきましては、特に国土の保全、具体的に申しますと土砂の崩壊とかあるいは流出を防ぐ。あるいは水の関係が大事でございます。水の涵養に影響する場合は第二点。第三点として環境、つまりじんあいの防除であるとかあるいは騒音の防制であるとかあるいは風景とかいった点を基準にしまして、大体大きな点では三点でございますが、それに対して許可制を導入してまいるといふことを考えて法律を改正の提案中でございます。

○松浦(利)委員 長官に具体的にちよつとお尋ねをしますが、現に都市近郊の無指定の民有林について現在造成されておる。ところがそれは、今度森林法なら森林法の改正が国会を通つた場合は、施行された場合には、かりに造成中であつたとしてこれを食い止めることができるわけでしょう。届け出をすることによって、許可を与えなければいいわけでしょう。森林法の改正によつてそういう手続になるのでしょうか。——もう一べん言いますよ。都市近郊に山がある。その山に宅地造成がデベロッパーによつてやられておる。ところが森林法の改正が済んだとたんに、かりに造成中の山であつたとしても、その森林の形、地形が変わる場合については届け出が必要だ。それで許可がなければ、それは造成許可がかりに行なわれておつたとしても、それ以降は許可をもらわなければならぬ。押えることが可能だ、こういうふうな理解をしているわけですか。まだ具体的に森林法の審議に入つておりませんからわかりませんが、それは森林法の改正によつて可能なんですか。どうなんですか。

○福田政府委員 森林法の改正が成立するといふことになりまして、その場合に御指摘のような形で、きましたか、たとえば県が一つの指導をしまして、県の計画であるいは進んでおつたのか、それはわ

かりませんですけれども、一応そういう現に工事
が進んでおるといふものについては、これははず
すといふことになっておるわけでございます。と
ころがその程度が問題でございまして、ちょっと
土をいじったとか何とかいう——事前にたとえ
ば県の段階でも十分それを認めて、宅地造成
が何かそれはわかりませんですけれども、そうい
う計画が事前にきちんとしておいて、それで進
んでおるといふなら、これははずすという考えに
なっております。ただ、法律ができるんだ、これ
は急いで開発しなければというかけ込みは一応指
導で防ぐという考え方をいたしております。

○松浦(利)委員 もう一つ具体的に例を申し上げ
ますと、これは法律とあまり関係がありませんけ
れども、やっぱり都市近郊の緑地という立場で、
長官に質問する場合の例としてちょっとかけ離れ
ますけれどもお聞きしたいのですが、いまかりに
別荘をつくる。別荘をつくるため分譲が終わって
おる。そこで現に開発を始めておる。しかし、こ
の森林法なら森林法の改正が通ってしまつたら、
それに対しては届け出が必要で、許可が必要だ。
許可を与えなければ、かりに別荘地であろうと何
であろうと、別荘地として造成しておろさうとど
うしようかストップをかけられるということじゃ
ないですか。それは着手しておるからもう放任だ
といふことになるわけですか。

○福田政府委員 宅地の計画が進んでおる場合で
すが、一体森林はどこまでかという問題も一つあ
るわけでございます。宅地の中にばつばつ、その
場合には森林と解釈しておりません。宅地の周囲
に相当な森林があるという場合には、宅地計画の
外に森林が相当ある場合においては、御指摘のよ
うにそれは検討しなければならぬと思っております。

○松浦(利)委員 もっと具体的に聞きましょう。
芦ノ湖ですね、これは国立公園の中ですが、あそ
こに行くところと、そこが芦ノ湖の中、国有
林の中に蛇子というところがある。芦ノ湖のすぐ
そばですね。ところが蛇子へ行ってみますと、す

でに道路ができて、別荘地として分譲されておる
のです。Aさん、Bさん、Cさんに。しかし別荘
なんか全然建てておらぬですよ。緑をはいで別荘
をつくらうとするだけのはつきりしておる。
その場合には、森林法改正が通つても、もうしか
たがない。こういうふうな理解をするのですか。私
が説明を聞いた範囲内では、それは食いとめるこ
とができる、こういうふうな事務当局からお聞
きたのですが、そういうことはいいのですか。

○福田政府委員 森林法の規制の目的は、いずれ
にしましても乱開発を防ぐというのが基本的な考
えでございます。ですから、いま御指摘の蛇子の
計画というものがどういふものかまだよく承知い
たしておりませんけれども、計画があるとして、そ
れがどこでどういふ公的な計画に基づいてでき
たのかは存じませんが、森林法改正ができ
ましたならば、それが公に一応認められたいわ
ゆる公共的なもの住宅計画ということがすでに
きまつておるものであるならばこれは規制からはず
しますけれども、その辺の判断がむずかしいと
ころでございます。現に森林の状態であるならば
原則として乱開発を規制するという精神でござい
ますので、これは許可制に入れているだけ防ぎ
ようにしたいという精神でございまして、その蛇子
の例につきましても現地の実態をよく承知してお
りませんので、どういふ計画か、また御指摘があ
れば御答弁したいと思います。

○松浦(利)委員 そのことがここで議論の中心
じゃないのですけれども、環境庁のほうに申し上
げておきます。私が聞いた範囲内では、無指定地
域、要するに森林ですね、山林について、別荘そ
の他によつての乱開発を防止するために森林法の
改正というものがあつたのだ。だから、現に別荘等
で開発が行なわれておるものについても、つつあ
るものについても、これについては森林法の改正
が終われば規制できるのだ、そういうふうな理解
をしておつたものですか、林野庁長官においで
をいただいて、現にそういうことができるならば
なぜこれできないのか、これでもできるのじゃ

ないかというふうには私はここで申し上げようと
思つたのですけれども、あなたが言うようなこと
ならばこれと全く同じですから、もう一べん自然
環境保全法という立場に立ち返つて、森林法、そ
れからこの都市緑地保全法あるいは自然公園法、
古都保存法、こういったものの中で緑を保全する
ためにどう調整をするのか、どうあるべきかとい
うのを、ひとつ環境庁のほうで各省と打ち合わせ
をしていただいて、この建設委員会に、この法案
と無関係でけつこうですから、資料を出していた
だきたいと思つたのです。私が事務当局から聞いて
おつたのと長官が言うのとだいぶ違うわけ
です。

私が事前に事務当局から説明を聞いたのでは、か
りに別荘等がつくられておつても、森林法が改正
されれば規制するので、できなくなるのです。
よ、場合によつてはそれはやめさせることもでき
るのだという理解をしておつたものですか
ら……。そうだとすれば、これは森林法でも都市
緑地保全法でも何でも、結局着手して現に緑がは
がれようとするものについては手が出ないという
ことだと思つたのです。ですから、その点はひとつ
環境庁のほうで調整して、どうするか、本委員
会にそれを出していただきたいということを、こ
れは希望として環境庁のほうに申し上げておきた
いと思つた。それでは、長官と私と事前の打ち
合わせが悪くて意思統一ができておりませんの
で、けつこうです。

それでは戻りますが、大臣——事務当局でも
けつこうですが、この前、宅地並み課税というこ
とで、農地の固定資産税を宅地並みにすることに
よつて農家から土地を手放させる、あるいは農家自
身の手によつて住宅をつくらせる、こういうった政
策がすでに地方行政委員会を通つておるわけであ
りけれども、問題は、都市部における緑地保全とい
う立場から生産緑地をどうするかということが
非常に重要だと私は思つたのです。この生産緑地を
全部住宅にしてしまつたのでは、これはせっかく
ある緑地もなくなつてしまつておるわけでありま

ら、そういった都市部における緑を残すという意
味で生産緑地に対してどのようにお考えになつて
おられるのか。これを全面的に宅地に転用させる
という政策で進むのか。そういった点について、
生産緑地の扱いを今後どうされようとするのか
を、建設省サイドで、都市局の考え方ひとつお
答え願ひたい。

○吉田(泰)政府委員 市街化区域でございませ
うが、原則としては市街化させていくわけでありま
す。その市街化のさせ方が問題でありまして、農
地をすべて家や建物で埋め尽くすということでは
もちろんないわけでございます。市街化をはかり
ながらも適所に適当な規模の公園、緑地等が建設
されあるいは保全されるということによつて、そ
の新しい市街地に住まわれる方々を含めた全体の
市街化区域内の都市環境の保全を全うしていくと
いうことであります。御指摘のように市街化
区域内農地について宅地並み課税の法律が通りま
したが、その際の附帯決議にもありますように、
都市計画としての生産緑地の制度化を検討すべき
だといふことでもございまして、建設省としてもこ
れを受けまして前向きに検討する所存でありま
す。その場合には都市計画法の地域、地区の一つ
として考えることにならうかと思つたが、その
意味合いは、農作物という緑、そういう緑地を
含めましたオーブンスペースというふうな機能を
考えていくことにならうと思つた。そういうこと
で今後関係方面とも折衝しながら次の通常国会
をめどに作業を進めていきたいと思つたが、そ
の生産緑地というのはいまオーブンスペースであり、
宅地化を押しやるというのであつたかと思つた
す。宅地化を押しやるから宅地並み課税を適用
除外する、こういう意味で建築行為等は非常にき
つから、そういう意味で建築行為等は非常にき
つから、許可制等によつて押えるということも当然だ
らうと思つた。そのほか、都市計画上のものによ
り位置づけられていくことはなお検討を要しま
すので、先ほども申しましたように、次の通常国
会を目途として鋭意検討しておるところでござい

ます。

○松浦(利)委員 政策と法律がちがはぐに出ますと——宅地並み課税というのはいま本国会を通過してしまつたわけですね。いま言われるように生産緑地に対する政策としては次の通常国会に何らかの法案を整備したい、こういうことですね。実際に法案ができるときは、都市緑地保全法と同じで、もうすでに進行してしまつておる、進行中のものには手が出ない、こういう結果のあと追いつくことになると思うのです。せっかく都市緑地を残すのだ、こういうことであれば、当然これに付帯して生産緑地というものはこの法案の中に盛り込まれてしまふべきだと思ふのです。しかしいまここで言つてもしかたがありませんので、少なくとも次の通常国会に、いま局長が言われたように、生産緑地に関する法律を早急に整備をして出していただきたいというふうに思います。

それから、もう時間がなくなつて、最後ですけれども、これは簡単なことだと思ふのです、われわれしろうとから考へて、一つ、二つのことをお尋ねしたいと思ふのですが、結局、先ほど森井委員その他の委員から指摘がありました、破壊された緑をもとに復元するということは私はむづかしいと思ふのです。残されていることというのは植栽だと思ふのです。はげたところに木を植えさせるといふ行為だと思ふのです。ところがこれは自発的な行為を待つておつたのではなかなか話が進みませんので、建築をする場合に建築基準法の中に植栽の義務づけ、樹木を必ず植えなければならぬという植栽の義務づけというものは、この都市計画における緑地保全という立場から実施できないのかどうか。

それからもう一つは、セメントジャングルですね。東京のようにこういう荒廃したセメントジャングルの屋上あたりに、国会でも現に芝が、グリーンが植えてあるわけでありすが、台風その他にも耐え得る低い樹木等を屋上に植栽させる。そのた

めに屋上に乗つける基準ですね、工法基準というもの、セメントの厚さその他、そういうものについて法律によつて行なわしめるといふようなことは考えられないかどうか。

この二点について、ひとつ事務局のほうにお尋ねをしておきたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 第一点は、建築基準法の中に植栽を義務づけることを考えるべきではないかということでございます。そこまでは非常に徹底するわけでございすが、私、考えますのに、やはりこの非建築地区と申しますか、家の建たない空地というものは、各敷地ごとにいろいろさまざまな機能を有し、いろいろな土地利用が行なわれる可能性を持った私的な空間でありまして、自発的に植樹してくれと、あるいは緑化協定によつてそれを一団の土地として確保してもらうことが非常に望ましいわけでありすが、一歩進めましてこれが基準法上の義務づけというところまでいくというところは、やはり私権の制限の程度から見て、いまのところ不可能ではないか、こう考へております。

次に、ビルの屋上を緑化するということはまことにけつこうなわけでありまして、これも自発的には最近いろいろと行なわれておるところでございます。セメントのジャングルの中で、わずかにいこいを見出せるあらゆる場所を活用するという御見解はまことにそのとおりだと存じますが、これも人工地盤と植栽の関係、そういうセメントの床にどういった土かぶりを用意し、どういった構造で排水その他の問題を処理するか。低い木とおっしゃいましたので風の問題はさほどないかもしれませんが、やはりそういう風の問題とか、いろいろ技術的な問題もあるわけでありまして、そういうことも今後十分研究していただきまして、都市があらゆる場所を極力緑化がはかれるようなことを研究してまいりたいと思ひます。

○松浦(利)委員 もう時間が来ましたから、最後に要望だけ大臣にお願いして、御返事をいただきたいのです。

一つは、やはり植栽ということ、これはほとんど都市部における空気の浄化というものが問題になつてきておるときには、いろいろな委員が指摘しましたように、私は私権の制限とか何とかいうことは議論の外だと思ふのです。少なくとも都市部における建築というものは植栽というものを抜きにしては考えられないのだという、そういう感覚を植へつける意味でも、やはり基準法上明記すべきだ、そういうことは考へてしまふべきだ、私はこういうふうに思ひますので、その点をひとつ大臣の御答弁をいただきたいということが一つ。

それからもう一つは、都市計画区域外の無指定地域ですね、これが乱開発、たとえばゴルフ場、別荘、こういったものに対しては、この際建設省が中心になつて、ぜひ大臣の御発議で、そういうものに對しても、せつかくある自然ですから、これがそういうことによつて、都市計画の区域外だからということで乱開発にならないように、先ほど環境庁にはお願いしておきましたが、大臣のほうからもぜひ提起をして、こういう問題に対する対策を早急に打ち立てていただきたい。

二つの点を最後に大臣にお尋ねをして、終わりたいと思ひます。

○金丸国務大臣 建築基準法と植栽の問題につきましては、私は一提言だと思ひます。ひとつ十分に検討して、いわゆる塚がないところに家を建てるときは緑が必要だ、植木を植えなければ家が建てられないという認識を持たせることは国民の上に必要なという感じがいたします。そういう意味で十分検討してまいりたい。

なお、いろいろデベロッパ等の土地の乱開発があるわけでありまして、これにつきましては十分な配慮をいたしまして、未然に防止するようなことを今後期したい、こう考へております。

○松浦(利)委員 終わります。

○服部委員長 寺前君。

○寺前委員 お疲れのところまことにおそれ入ります。よろしくお願ひいたします。

委員長、お願いなんです、説明をしやすくするために、ちょっと大臣に關係のところの地図だけお渡ししたいと思ひます。

きょう私がお尋ねしたいと思ひますのは、都市緑地保全法という法案が出されました。これを讀んでみると、都市における緑地の保全及び緑化の推進のために、国及び地方公共団体がちゃんと任務を持って、そしてこれこれのことについてはこういうふうにしなさいといういろいろな指摘がしてあります。私は今日の都市の破壊の状況から見れば、こほような緑地の保全というのはもっと早い段階にすべきであつたというふうに思ひます。おそまきながら保全することは私は非常にいいことだと思ひます。

ところで、この保全法案を見ておまして、私自身が自分の出身地のことを言つて恐縮ですが、京都において、すでに七年も前になりますが、古都保存法という法律ができました、その中身と非常に似ているわけですね。古都を保存するのだ。目的のところが読むと、「この法律は、わが国固有の文化的遺産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。」といふことで、国が非常に責任をもつてやろうじゃないかというように、こう指摘してあるわけですね。私はその点では、社会的な遺産あるいは国民の生活環境を保全する上において積極的な施策に移れるというところは非常にいいことだと思ふのです。問題は、ほんとにここに、法律の目的に書かれておる趣旨が現実的に生きてくるのかどうか。問題はここにあると思ふのです。

結局その地域に住んでいる人たちの責任に転嫁されるようなことになつては、せつかく意図するものがその意図をつぶしてしまふことになる。私が一番心配するのはそのことなんです。

そこでお聞きしたいのですが、この都市緑地保全法案といふゆる古都保存法との間の違いなんです。

すが、部分的な違いはいろいろありますが、一番大きな違いというのは、古都保存法の場合には国の責務というのが、その計画そのものが総理大臣の手元においてなされるというふうに出ているように、都市緑地保全法よりも古都保存法のほうが国の責務がもっと大きいんだというふうに理解をされているのかどうかを最初にとつとお聞きしたいと思っています。

○吉田(泰)政府委員 おっしゃるとおりであります。

○寺前委員 そこで私は、私の住んでいる京都のいわゆる北嵯峨という、これは嵐山というたぐさんの人が観光にお見えになります、すぐその横のほうに有名な大覚寺とか広沢池、大沢池というような池があつて、京都の人にとってはふるさとを思い起こすというふうな、昔の景観をそのままもっている地域なんですね。そういう地域があるのです。面積にしてそんなに大きな面積でなくて、大臣にお渡しした地図をごらんいただきますと、六十世帯の農民がここであんなに耕している。そして背面に山がずっとある。だから面積そのものは全体を入れても二百二十四ヘクタールです。山林を入れてそういうものですか、たいして大きな地域じゃありません。これがいわゆる古都保存法の特別地区になっているわけです。

ところで、この特別地区になっているのですが、お渡しした資料でいいますと、たとえばナンバー1というしるしがあるところとがまん中辺にあります。これは約六百坪の農地を、平林滋三さんという人がこれを買つてくれというのを申し出たわけです。六百坪というのですから二反です。二反の土地を買つてくれと申し出たわけですね。この特別地区においては、それぞれ国、自治体を買つてくれという制度がありますから、したがって買つてくれ、いろいろな制限を受けているから建物もつくれないし、非常に個人の責任になつてしまつていくわけです。ところが、それを申し出てからもうすでに二年から三年になるのですが、いまだにその話がかつかないのです。その土

地はその地図の中にちよつと書いてありますように、その横でもって古都保存法の特別地区とに分かれ目になっているわけですね。横の土地の人が一体それでは土地が何ぼくらいで売れているのかといふと、そこに書いてありますように一昨年の暮れで、十六万から十八万くらいで売れているのです。最近では二十万、二十五万、三十万といふふうになつて上がつていくのです。ところが、そこに一メートルほどの川があるわけですが、わずかに一メートルの川でもって人為的にこちらが特別地区と名をつけられるとたんに、その土地は自由に建物をつくるということができないということ、したがってそれを自治体で買つてくださいます。こう言つたら値がなかなかつかないのです。そして口頭で、漏れ承るところによると、三年前の値段の二・五倍くらいであるというふうに言われるというのです。値はいまだに出てこない。三年前の二・五倍くらいのお金という、三年前の売買の状況を見ると坪当たり三万前後というお金になつていきますから、その二・五倍という七万前後のお金になる。川一本隔てたこちら側は特別地区の指定がされていないために、とたんにここは二十万、三十万となる。ですから四分の一から六分の一ぐらゐの値段にそこではなるわけです。それから、お渡ししました地図でいいますとナンバー1のずっと下のほうにナンバー7というところがあります。ここでもやはり三年前に、この平林さんの御隠居さんが、むすこさんが交通事故を起こしたので弁償しなければならぬ。そこで急に金が必要になつた。しかたがないから土地を売りたいといふこと、それは話したのです。いまだに値がつかない。それはなぜかといふと、当局自身も値を言ひづらいんです。隣の土地と比べるとやはり四分の一、六分の一の非常に低い値段なのです。

だから、ここが特別地区でございましてといふ線が一本入ったとたんに、それは歴史的に見ると地域を保存するという名義ある地域に指定されたかしらぬ。だけれども個人的負担といふのは、

その地域六十世帯の人の責任に全部転嫁されてしまふという結果が売買の場合に出てくるわけですね。これではほんとうに残さうというその地域の人の気魄にたえらなうことにならないと思ふのです。私が提起している問題、間違つておるのではありません。私が率直に言つては、国の責務に、私はこれは当然改善しなかつたら困るのとおいてこれらの地域を保存することにならないと思ふのです。なぜこのような状態が長期にわたつて依然として続いているのか。その地域の人間にとっては、事故がおこる、それを売りたいといつても売れない事態のまま今日にあるということとは非常に不幸なことです。これでは当該の人は意欲を持って地域を保存しようということにならないといふのです。

私はもう一つ言つと、この前面にたんぼがある。ずっと裏が山で、その山の頂上線の裏側はもう特別地域じゃないのです。全く目に見える範囲だけなんですからね。ところがその裏の地域はすでに宅造が始まつていて、その山の上の裏の宅造されているところはもう二十万でずっと売買されている。そうするとほんとうにこの地域だけが、たんぼの一番道に近いといふところでさえも七万ぐらゐの値をつけられておつた日には、冗談じゃないといふことをいわざるを得ないわけですね。

この問題点は一体どこにあるのか。先ほどのお話によると、緑地保全法よりも古都保存法のほうが全面的に責任を負うというに近い状態にあるのだ。聞くところによると補助金も十分の八だ。これだけの姿勢があるならば、国が十分の八持つといふそれだけの責務を持つところの法律なのに、なぜそういう個人の犠牲によるところの値のつけ方をいつまでもしておかなければならぬのか。私が提起している問題に間違いがあるのか。間違いないがなければ改善しないのか。改善するつもりであるのか。一体どういふことになつておるのか、聞かせてほしいと思ふ。

○吉田(泰)政府委員 古都保存法が国の責任を表面に出した制度であるといふのは、先ほど申されたような国の補助率の違いに出ておるわけがございまして、さらにいろいろな古都保存のための上位計画というものが立てられるというところとに違いがあるわけがございまして、地区内の土地につきまして許可が得られないために買い取りを申し出るという場合の買い取りの価格につきましては、どの法律も同じ制度をとつておりまして、適正な時価で買取り。その時価というものは鑑定士等の評価によるということになつております。御指摘の場所を具体的に私把握しておりませんが、その土地の時価というものを、専門家の鑑定士によつて評価される額によつて公共団体側も買取りという、地主の方も売るといふことで買取りは成立するわけがございまして、少し離れております。やはりその土地柄の価格の差というものがあつて、出てくるのはなからうかといふふうに思ひます。個々の具体的な事例に即しませんと、どれほどの差が当然出てその値が開いていくのか、いには申せませんが、必ず近隣の土地と同じ値がつくといふわけでもないと思ひます。

○寺前委員 しかしこれは一体どうなつていふ話でしよう。この話はもう七年来建設省にはいつていふ話でしよう。こういう話は従来から問題になっているんですよ。しかも総理大臣あてに、この北嵯峨野自治会長であり、右京区農業委員である野村嘉一さんという人から、ことしの三月に綿々たる内容の文書がいつていふわけですよ。それから前の小山さんが環境庁の長官のときに現地を見て、これはいいところだけれども問題だなといふことを現地で言つたために、現地で話になつていふ地域なんですよ。これは建設大臣もおそらくお聞きになったことがあるのじゃないかと私は思ふのです。何もこの地域だけじゃないと私は思ふ。よその古都保存法の特別地区だって同じ問題が起つていふと思ふ。なぜ時価といふことではうまくいかないのか、研究されたこともないのですか。研究されたこともないといふことになつたら、一体国民の声をあなたたちは何と聞いておられるのか。私は腹が立つてきますよ。従来

ことは当然だと思ふのです。一個人が齒を食ひし
ばってやらなくちゃならぬということではいかな
い。そういう点について十分検討したいと思いま
す。

○寺前委員 終わります。

○服部委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○服部委員長 これより本案を討論に付するので
ありますが、別に討論の申し出もありませんので、
直ちに採決いたします。

内閣提出、都市緑地保全法案に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○服部委員長 起立総員。よって本案は原案のと
おり可決すべきものと決しました。(拍手)

○服部委員長 ただいま議決いたしました本案に
対し、天野光晴君、井上普方君、浦井洋君、新井
彬之君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべし
との動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。天野
光晴君。

○天野(光)委員 ただいま議題となりました都市
緑地保全法案に対する附帯決議案について、自由
民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公
明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申
し上げます。

案文はお手元に配付してあります。

御承知のとおり、本法案は、近年、都市化の進
展に伴い、市街地が急激に拡大し、都市における
緑の減少が顕著となっている状況にかんがみ、都
市計画区域内において、良好な自然環境を有する
緑地を保全するとともに、緑地の推進をはかる
うとするものでありますが、広域的、長期的観点
に立った計画的な緑地保全の推進、土地買入れ
等に対する補助率、補助額の引き上げ及び維持管

理、緑化協定に対する助成、保全地区内の土地の
固定資産税の非課税及び譲渡所得税の特別控除制
限額の引き上げ、道路等、公共土地の緑化推進、
保全地区内の行為制限の適用除外規定、保全地区と
農地の取り扱い及び苗木等の買い占め防止等の措
置については、審議の過程において特に議論され
た重要な問題でありますので、政府においては、
本法の施行にあたり、これらの諸点について留意
し、その運用に遺憾なきを期するよう強く要望す
る必要があると思ふのであります。

以上が、本法案に附帯決議を付さんとする趣旨
であります。委員各位の御賛同をお願いいたす
次第であります。

都市緑地保全法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点につい
て留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一、計画的な緑地保全の確保とその維持管理が
図られるよう広域的、長期的な観点にたつて、
本法に基づく緑地保全地区及び緑化協定の制度
の活用をするとともに、都市施設としての公園、
緑地等の整備を更に積極的に推進すること。
二、都市緑化を推進するため、次の措置を積極的
に行なうこと。

1 国庫補助率及び補助額を大幅に引き上げる
よう努めること。

2 保全地区の維持管理に必要な経費につい
て、国が当該地方公共団体に対し、補助する
よう検討すること。

3 緑化協定に対し、助成措置を講ずるよう努
めること。

4 固定資産税の非課税及び譲渡税の特別控除
制限額を一定の限度において引き上げるよう
検討すること。

三、公共的土地(道路、河川、学校等)に植樹、
緑化等を積極的に行ない、都市環境整備の総合
的推進を図ること。

四、第五条ただし書の政令の定めについては、でき

るだけ「行為の制限」をきびしくするよう努め
ること。

五、第三条の後段の「これらと一体となつて、良
好な自然環境を形成しているもの」に農地をも
対象とすること。

六、苗木苗木の品質管理、量的生産の確保を図り、
また、買い占めなど投機の対象にされないよう
充分な措置を講ずること。
右決議する。

〔報告書は附録に掲載〕

○服部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本動議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○服部委員長 起立総員。よって天野光晴君外四
名提出のとおり附帯決議を付することに決しまし
た。

この際、建設大臣より発言を求められておりま
すので、これを許します。金丸建設大臣。

○金丸国務大臣 本法律案の御審議をお願いして
以来、本委員会においては熱心な御討議をいただ
き、ただいま全会一致をもって議決されましたこ
とを深く感謝申し上げます。

審議中における各委員の御高見につきまして
は、今後その趣旨を生かすようつとめるとともに、
ただいま議決されました附帯決議につきましても、
その趣旨を十分尊重し、今後の運用に万全を
期して、各位の御期待に沿うようにする所存でござ
います。

ここに、本法律案の審議を終わるに際し、委員
長をはじめ委員各位の御指導、御協力に対し、深
く感謝の意を表し、ごあいさついたします。あ
りがとうございました。(拍手)

○服部委員長 なお、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会
報告書の作成等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○服部委員長 次回は、明十三日水曜日午前十時
理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、
本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十八分散会

建設委員会議録第十七号中正誤

ベレ	段行	誤	正
六	二	八	こちらに
三	一	七	利益となり
三	一	三	建設省は
三	二	六	閣接
三	三	三	お尋ねを
三	四	三	とらなければ
三	五	三	放漫
三	六	三	というこ
三	七	三	当最
三	八	三	なるますと
三	九	三	なりますと
三	十	三	ますか

昭和四十八年六月二十日印刷

昭和四十八年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W